

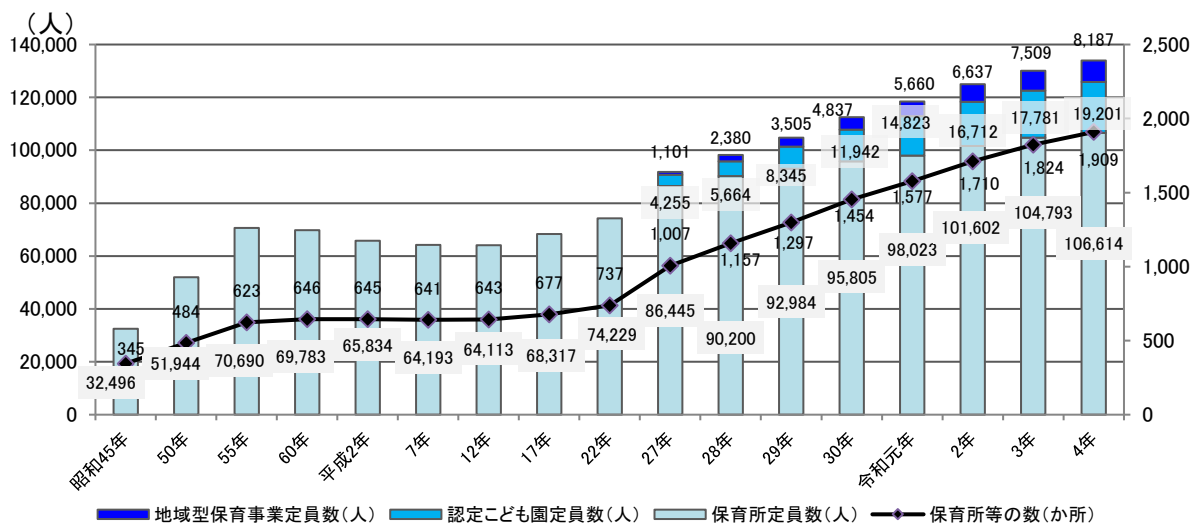
## V 福祉

### 1 社会全体での子育て、介護支援の促進

#### (1) 保育所等の数と定員数

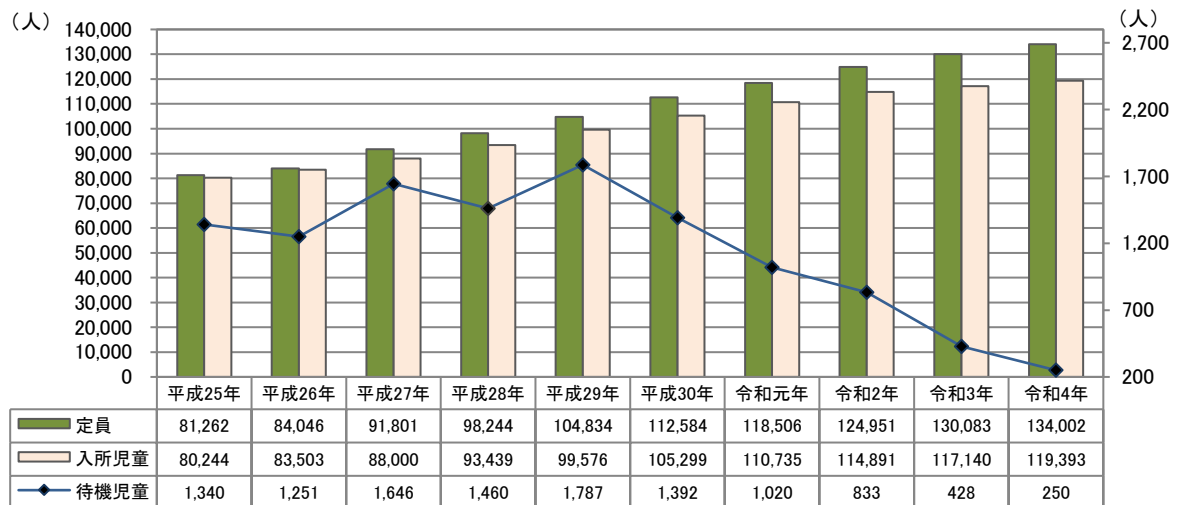
保育所等の数、定員数とも近年大幅に増加する一方、入所を希望する児童数も増加しています。待機児童数については、250人（令和4年4月1日現在）と、年々減少していますが、都市部を中心に依然として保育需要は高く、引き続き施設整備が必要です。

図表68 保育所等の数と定員数の推移（千葉県）



資料出典：千葉県子育て支援課 「福祉行政報告例」（各年4月1日）※H27から幼保連携型認定こども園（2・3号）を含む  
「保育所等利用待機児童数調査」（各年4月1日）※H27から認定こども園及び地域型保育事業を含む

図表69 保育所等の定員と入所児童と待機児童数（千葉県）



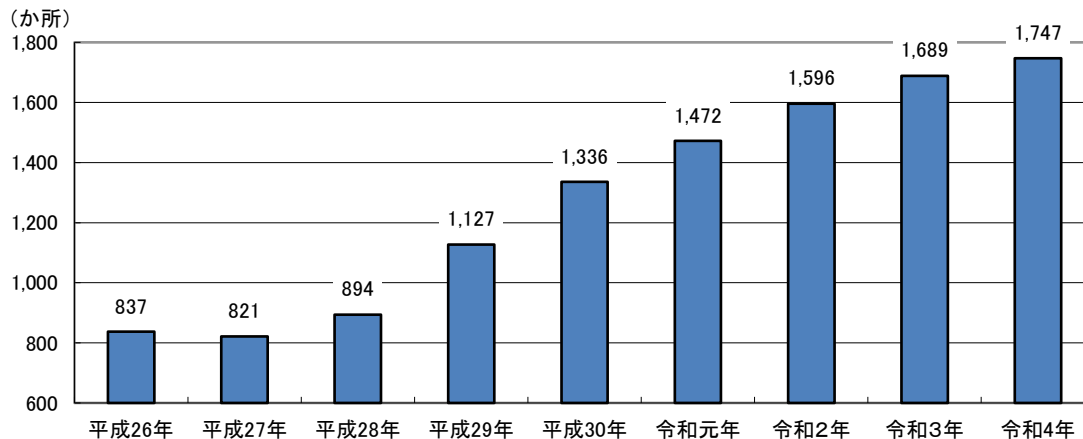
資料出典：千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」（各年4月1日）  
「保育所入所待機児童数調査（H26まで）」「保育所等利用待機児童数調査（H27から）」  
（各年4月1日） ※H27から認定こども園（2・3号）及び地域型保育事業を含む

## (2) 延長保育の状況

延長保育\*を実施している保育所等の数は増加傾向にあります。

\*保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保育所等で設定する利用時間を超えて児童を預かること。

図表70 延長保育を実施している保育所等の数の推移（千葉県）



資料出典：千葉県子育て支援課 「市町村保育状況調査」（各年4月1日）

※平成27年度から幼保連携型認定こども園を含む

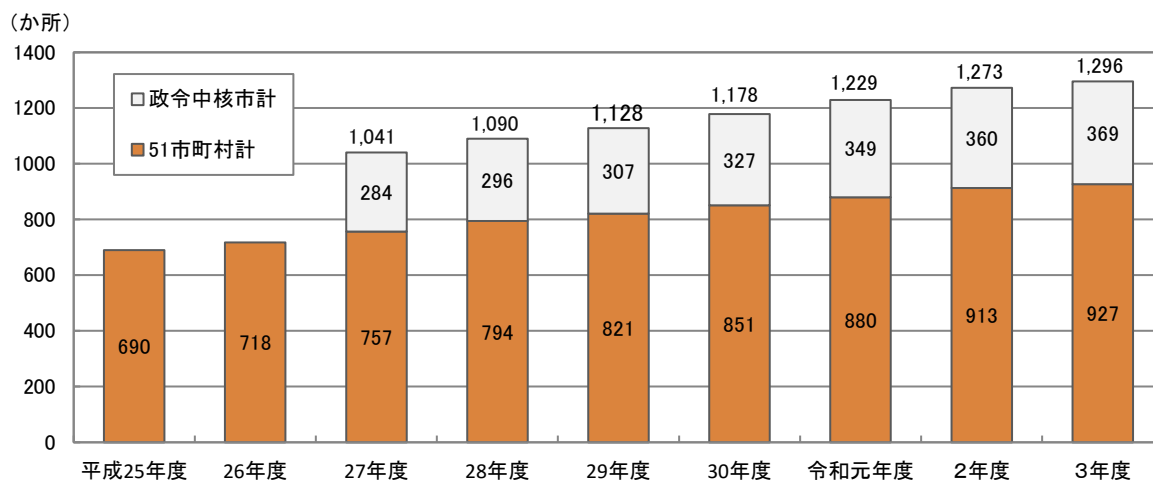
※平成29年度から認定こども園及び地域型保育事業を含む

## (3) 放課後児童クラブの設置状況（千葉県）

千葉県の放課後児童クラブ\*の総数は、年々増加しています。

\*市町村を実施主体とし、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童等について、遊び及び生活の場を与える組織で、学校の空き教室や児童館、公民館など身近な既存の施設を活用し、放課後児童支援員等を中心に運営されている。

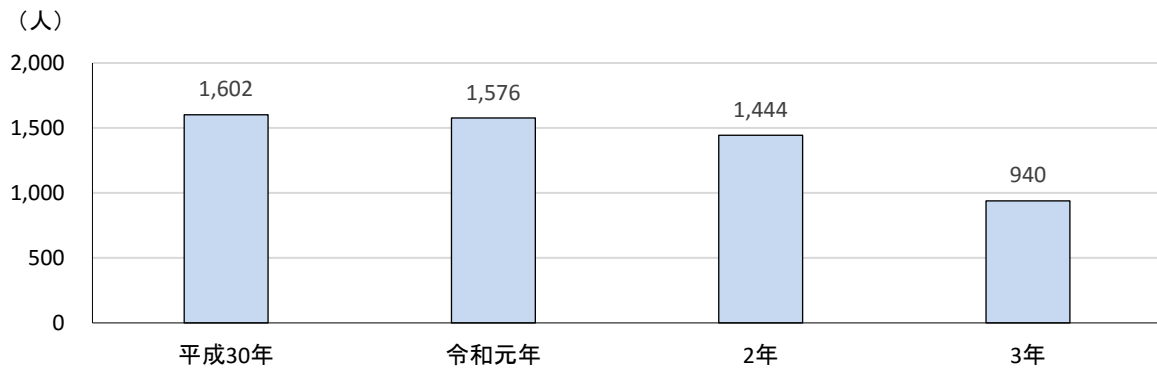
図表71 放課後児童クラブの設置状況（千葉県）



資料出典：千葉県子育て支援課、厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」（各年5月1日、令和2年は7月1日）

※平成27年度から千葉市、船橋市、柏市を含む。

図表72 放課後児童クラブの待機児童数（千葉県）

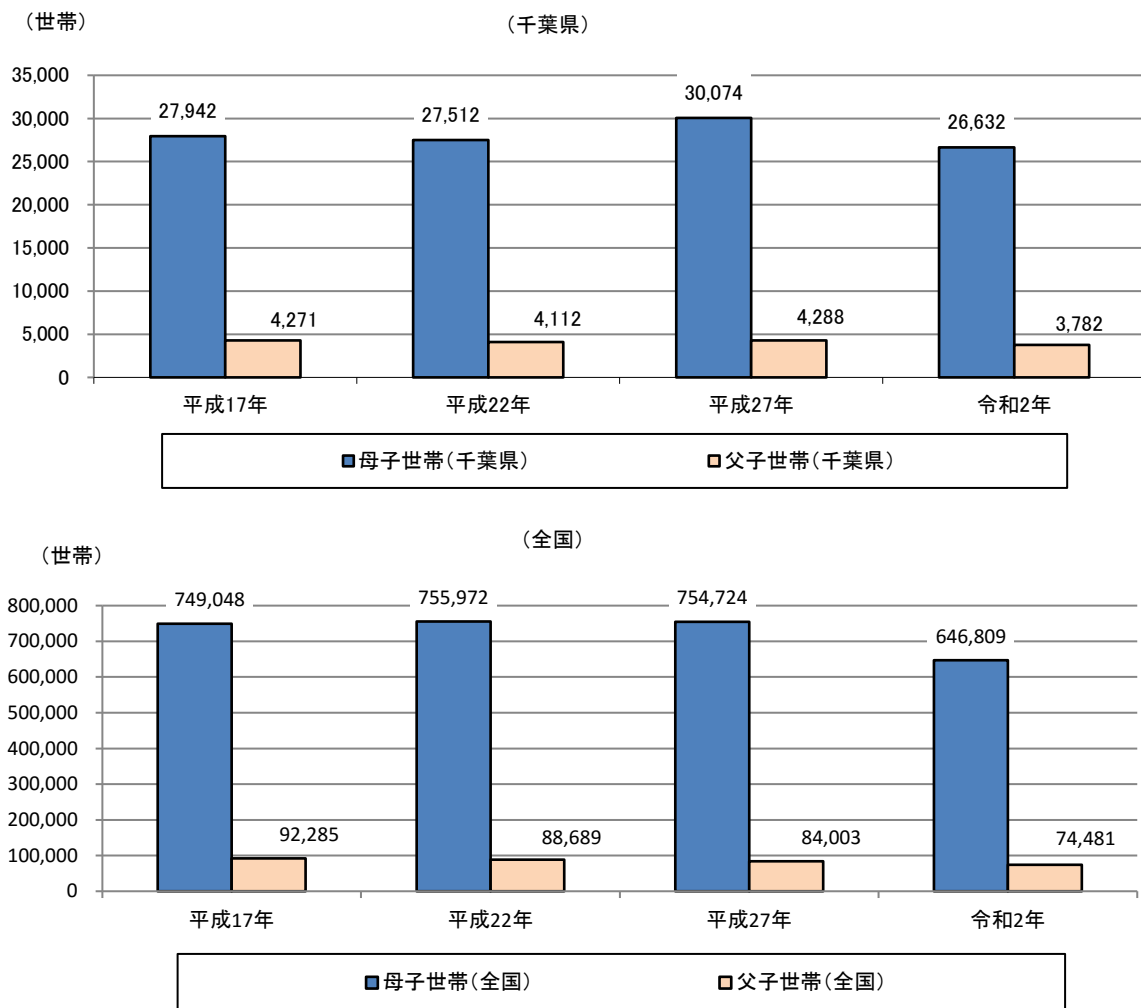


資料出典：千葉県子育て支援課 「放課後児童健全育成事業実施状況調査」（各年5月1日、令和2年は7月1日）

## 2 ひとり親家庭等の状況

国勢調査によると、千葉県、全国ともに母子世帯、父子世帯は、減少傾向にあります。

図表73 母子世帯数・父子世帯数の推移（千葉県・全国）



資料出典：総務省 「国勢調査」（各年10月1日現在）

### 3 高齢者への生活の支援

#### (1) 家族形態別に見た高齢者のいる一般世帯割合

国勢調査によると、令和2年の千葉県の65歳以上の世帯員がいる一般世帯は、約1,090千世帯で、平成17年と比較すると約1.5倍となり、総数の約39.4%を占めています。また、令和2年の65歳以上の世帯員のいる一般世帯のうち、単独世帯は約299千世帯、夫婦のみの世帯は約351千世帯でした。

図表74 65歳以上の世帯員がいる一般世帯数・構成割合（千葉県・全国）

千葉県（千世帯未満切捨て）

| 年次         | 総数    | 65歳以上の世帯員がいる一般世帯 | 単独世帯 |     |     | 核家族世帯   |      |      | 三世代世帯 | その他 |
|------------|-------|------------------|------|-----|-----|---------|------|------|-------|-----|
|            |       |                  | 女性   | 男性  |     | 夫婦のみの世帯 | その他  |      |       |     |
|            |       | 世帯数（単位：千世帯）      |      |     |     |         |      |      |       |     |
| 平成17年      | 2,304 | 716              | 136  | 91  | 45  | 385     | 208  | 177  | 145   | 48  |
| 平成22年      | 2,512 | 875              | 191  | 125 | 65  | 500     | 270  | 230  | 129   | 54  |
| 平成27年      | 2,604 | 1,028            | 258  | 161 | 96  | 605     | 327  | 278  | 109   | 54  |
| 令和２年       | 2,767 | 1,090            | 299  | 187 | 112 | 650     | 351  | 299  | 87    | 54  |
| 構成割合（単位：％） |       |                  |      |     |     |         |      |      |       |     |
| 平成17年      | 100.0 | 31.1             | 5.9  | 4.0 | 2.0 | 16.7    | 9.1  | 7.7  | 6.3   | 2.1 |
| 平成22年      | 100.0 | 34.9             | 7.6  | 5.0 | 2.6 | 19.9    | 10.8 | 9.2  | 5.1   | 2.2 |
| 平成27年      | 100.0 | 39.5             | 9.9  | 6.2 | 3.7 | 23.3    | 12.6 | 10.7 | 4.2   | 2.1 |
| 令和２年       | 100.0 | 39.4             | 10.8 | 6.8 | 4.0 | 23.5    | 12.7 | 10.8 | 3.1   | 2.0 |

資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）をもとに作成

全国

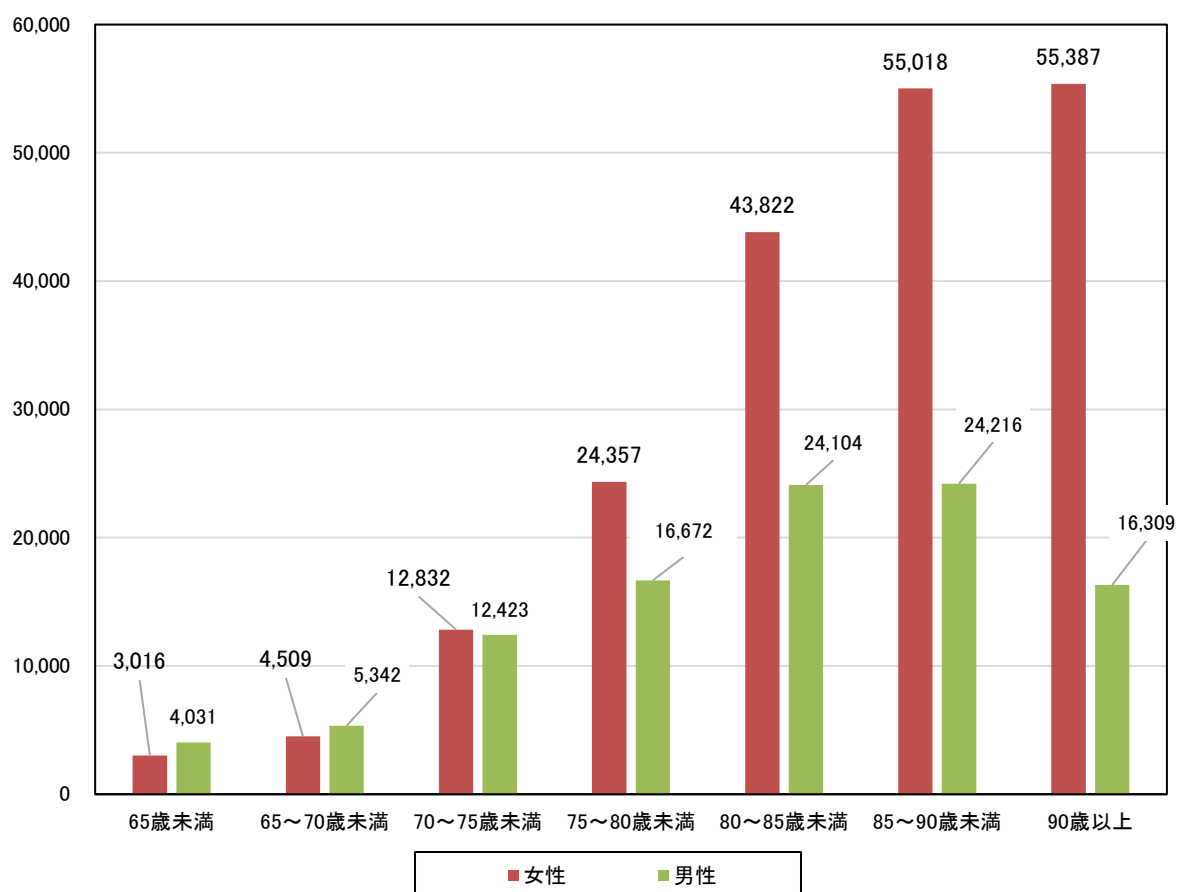
| 年次          | 総数     | 65歳以上の世帯員がいる一般世帯 |       |       |       |        |       |       |       |       |
|-------------|--------|------------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
|             |        | 単独世帯             | 核家族世帯 |       | 三世代世帯 | その他    |       |       |       |       |
|             |        |                  | 女性    | 男性    |       |        |       |       |       |       |
| 世帯数（単位：千世帯） |        |                  |       |       |       |        |       |       |       |       |
| 平成17年       | 49,062 | 17,204           | 3,864 | 2,813 | 1,051 | 8,414  | 4,779 | 3,635 | 3,647 | 1,277 |
| 平成22年       | 51,842 | 19,337           | 4,790 | 3,405 | 1,385 | 10,011 | 5,525 | 4,486 | 3,174 | 1,360 |
| 平成27年       | 53,331 | 21,713           | 5,927 | 4,003 | 1,924 | 11,740 | 6,420 | 5,320 | 2,701 | 1,344 |
| 令和２年        | 55,704 | 22,655           | 6,716 | 4,408 | 2,308 | 12,528 | 6,848 | 5,680 | 2,132 | 1,279 |
| 構成割合（単位：％）  |        |                  |       |       |       |        |       |       |       |       |
| 平成17年       | 100.0  | 35.1             | 7.9   | 5.7   | 2.1   | 17.2   | 9.7   | 7.4   | 7.4   | 2.6   |
| 平成22年       | 100.0  | 37.3             | 9.2   | 6.6   | 2.7   | 19.3   | 10.7  | 8.7   | 6.1   | 2.6   |
| 平成27年       | 100.0  | 40.7             | 11.1  | 7.5   | 3.6   | 22.0   | 12.0  | 10.0  | 5.1   | 2.5   |
| 令和２年        | 100.0  | 40.7             | 12.1  | 7.9   | 4.1   | 22.5   | 12.3  | 10.2  | 3.8   | 2.3   |

資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）をもとに作成

## (2) 年齢階級別の要支援・要介護認定者数

令和4年3月末の県内の要支援・要介護認定者は、以下のとおりです。75歳以上になると、男性に比べて女性の増加が目立ち、また男性は80歳代後半をピークに減少に転じるのに対し、女性は90歳代まで増え続けていきます。

図表75 要支援・要介護認定者の状況（千葉県）



資料出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」（令和4年3月末現在）

## VI 人権

### 1. DVについて

#### (1) 千葉県における相談、一時保護の状況

##### ○相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は1万6千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の約3割となっています。

図表76 機関別相談件数の推移（千葉県）

（件）

| 区分     | 女性サポートセンター<br>（婦人相談所）※1 |       | 男女共同参画センター<br>（ ）はうち男性件数※2 |               | 健康福祉センター |       | 合 計    |       |          |
|--------|-------------------------|-------|----------------------------|---------------|----------|-------|--------|-------|----------|
|        | 総数                      | うちDV  | 総数                         | うちDV          | 総数       | うちDV  | 総数     | うちDV  | D V相談の割合 |
| 平成27年度 | 11,345                  | 2,400 | 7,306<br>(509)             | 1,117<br>(27) | 2,276    | 1,827 | 20,927 | 5,344 | 25.5%    |
| 平成28年度 | 10,091                  | 2,441 | 8,016<br>(789)             | 1,197<br>(45) | 2,162    | 1,687 | 20,269 | 5,325 | 26.3%    |
| 平成29年度 | 7,876                   | 2,149 | 7,253<br>(632)             | 1,196<br>(39) | 2,048    | 1,403 | 17,177 | 4,748 | 27.6%    |
| 平成30年度 | 7,680                   | 2,433 | 7,688<br>(735)             | 1,257<br>(40) | 2,075    | 1,337 | 17,443 | 5,027 | 28.8%    |
| 令和元年度  | 7,421                   | 2,630 | 7,514<br>(671)             | 1,410<br>(40) | 2,093    | 1,346 | 17,028 | 5,386 | 31.6%    |
| 令和2年度  | 7,720                   | 2,535 | 6,748<br>(646)             | 1,145<br>(58) | 1,998    | 1,297 | 16,466 | 4,977 | 30.2%    |
| 令和3年度  | 8,258                   | 2,584 | 6,933<br>(621)             | 1,224<br>(36) | 1,700    | 1,238 | 16,891 | 5,046 | 29.9%    |

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

資料出典：千葉県児童家庭課

図表77 機関別相談形態別相談件数及び割合（千葉県）

（件）

|                       |    | 相談形態   |       |       |       | 合計     |       |
|-----------------------|----|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
|                       |    | 電話相談   | うちDV  | 面接相談  | うちDV  | 総数     | うちDV  |
| 女性サポートセンター<br>（婦人相談所） | 件数 | 8,224  | 2,557 | 34    | 27    | 8,258  | 2,584 |
|                       | 割合 | 99.6%  | 99.0% | 0.4%  | 1.0%  | 100%   | 100%  |
| 男女共同参画センター            | 件数 | 6,273  | 872   | 660   | 352   | 6,933  | 1,224 |
|                       | 割合 | 90.5%  | 71.2% | 9.5%  | 28.8% | 100%   | 100%  |
| 健康福祉センター              | 件数 | 1,375  | 931   | 325   | 307   | 1,700  | 1,238 |
|                       | 割合 | 80.9%  | 75.2% | 19.1% | 24.8% | 100%   | 100%  |
| 合 計                   | 件数 | 15,872 | 4,360 | 1,019 | 686   | 16,891 | 5,046 |
|                       | 割合 | 94.0%  | 86.4% | 6.0%  | 13.6% | 100%   | 100%  |

※相談件数については、男性女性を含む。ただし、女性サポートセンターの相談については、女性のみ。

※女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む

資料出典：千葉県児童家庭課（令和3年度）

図表78 専門相談件数（千葉県）

（単位：件）

| 年度     | 法律<br>相談 | うちDV | 心とからだ<br>の健康相談 | うちDV | カウンセリング | うちDV | こころの<br>相談 | うちDV |
|--------|----------|------|----------------|------|---------|------|------------|------|
| 平成27年度 | 111      | 102  | 0              | 0    | 513     | 185  | 34         | 14   |
| 平成28年度 | 75       | 64   | 23             | 18   | 501     | 235  | 26         | 9    |
| 平成29年度 | 80       | 72   | 0              | 0    | 377     | 180  | 26         | 15   |
| 平成30年度 | 80       | 71   | 0              | 0    | 447     | 260  | 28         | 12   |
| 令和元年度  | 73       | 33   | 0              | 0    | 439     | 266  | 31         | 27   |
| 令和2年度  | 79       | 72   | 0              | 0    | 429     | 198  | 25         | 14   |
| 令和3年度  | 33       | 26   | 0              | 0    | 458     | 207  | 24         | 12   |

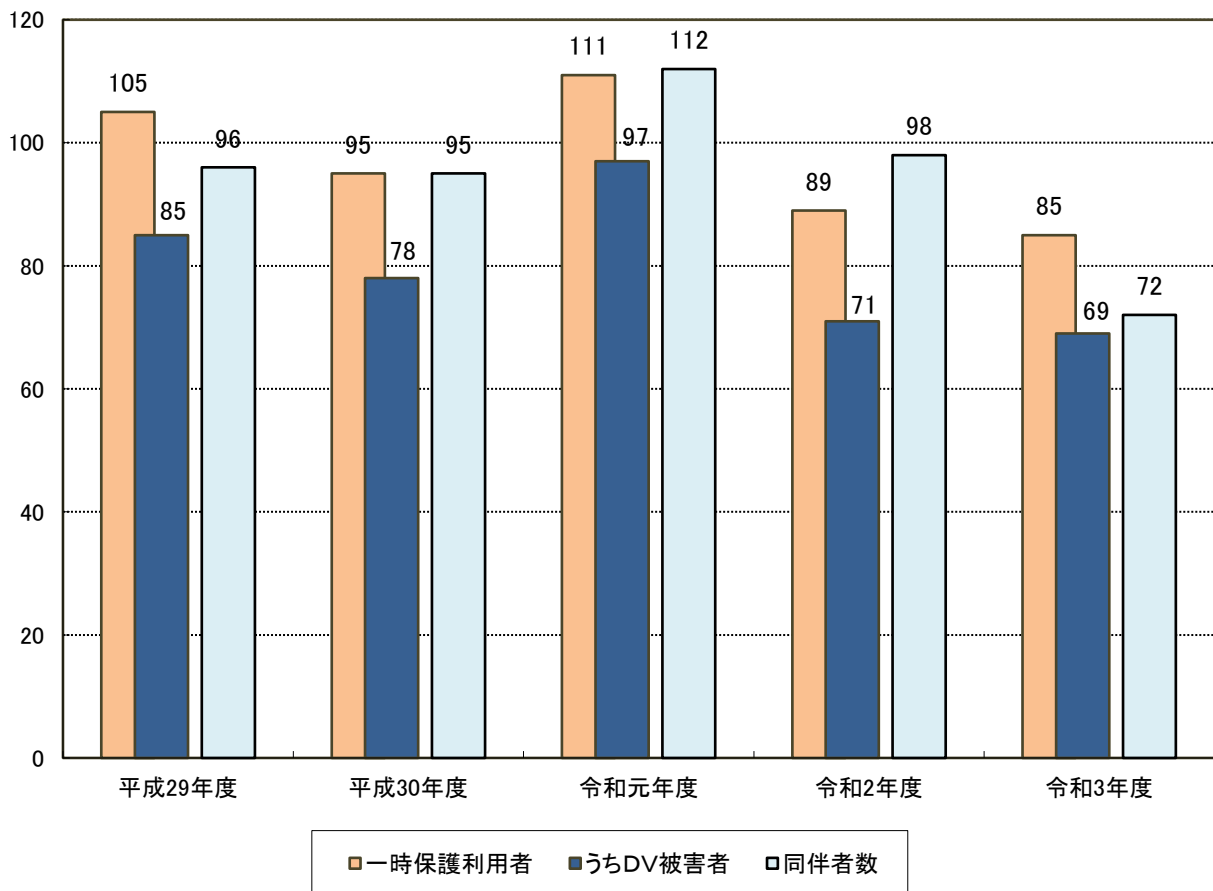
※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施。

資料出典：千葉県児童家庭課

図表79 一時保護件数の推移（千葉県）

（人）



資料出典：千葉県児童家庭課

## (2) 市町村におけるDV相談状況

令和3年4月現在、54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。市町村におけるDV相談の総数は、令和3年度は1万件を超えています。

図表80 市町村におけるDV相談件数（千葉県）

（単位：件）

| 年度     | 総 数    | 相 談 方 法          |                  | 処 理 状 況          |                  |               |              |               |
|--------|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|--------------|---------------|
|        |        | 電 話              | 来 所              | 相談情報<br>提供のみ     | 庁内機関<br>処理       | 他 機 関 へ の 引 継 |              |               |
|        |        |                  |                  |                  |                  | 婦人相談所         | 警 察          | その他           |
| 平成27年度 | 9,375  | 4,939<br>(52.7%) | 4,436<br>(47.3%) | 7,872<br>(84.0%) | 1,154<br>(12.3%) | 71<br>(0.8%)  | 69<br>(0.7%) | 209<br>(2.2%) |
| 平成28年度 | 9,297  | 4,420<br>(47.5%) | 4,877<br>(52.5%) | 8,147<br>(87.6%) | 844<br>(9.1%)    | 66<br>(0.7%)  | 78<br>(0.8%) | 162<br>(1.7%) |
| 平成29年度 | 8,832  | 4,365<br>(49.4%) | 4,467<br>(50.6%) | 7,648<br>(86.6%) | 822<br>(9.3%)    | 96<br>(1.1%)  | 68<br>(0.8%) | 198<br>(2.2%) |
| 平成30年度 | 8,853  | 4,256<br>(48.1%) | 4,597<br>(51.9%) | 7,754<br>(87.6%) | 809<br>(9.1%)    | 64<br>(0.7%)  | 70<br>(0.8%) | 156<br>(1.8%) |
| 令和元年度  | 9,140  | 4,502<br>(49.3%) | 4,638<br>(50.7%) | 7,888<br>(86.3%) | 924<br>(10.1%)   | 89<br>(1.0%)  | 67<br>(0.7%) | 172<br>(1.9%) |
| 令和2年度  | 9,993  | 5,506<br>(55.1%) | 4,487<br>(44.9%) | 8,588<br>(85.9%) | 1,042<br>(10.4%) | 92<br>(0.9%)  | 58<br>(0.6%) | 213<br>(2.1%) |
| 令和3年度  | 10,543 | 6,186<br>(58.7%) | 4,357<br>(41.3%) | 9,191<br>(87.2%) | 1,055<br>(10.0%) | 51<br>(0.5%)  | 60<br>(0.6%) | 186<br>(1.8%) |

資料出典：千葉県児童家庭課

## (3) 千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における令和3年のDV事案の相談件数は3,897件で、前年と比べ増加しています。そのうち加害者と婚姻関係（元婚姻関係を含む。）にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。また、事件化や加害者への指導警告の措置件数は増加しています。

図表81 千葉県警察におけるDV相談状況

（単位：件）

| 年度    | 総数（対応票作成件数） | 加害者との関係 |       |       | 被害者の性別 |       |       |
|-------|-------------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 平成25年 | 1,894       | 婚姻      | 1,681 | 88.8% | 女性     | 1,787 | 94.4% |
|       |             | 内縁      | 213   | 11.2% | 男性     | 107   | 5.6%  |
| 平成26年 | 2,354       | 婚姻      | 1,860 | 79.0% | 女性     | 2,155 | 91.5% |
|       |             | 内縁      | 494   | 21.0% | 男性     | 199   | 8.5%  |
| 平成27年 | 2,727       | 婚姻      | 2,176 | 79.8% | 女性     | 2,389 | 87.6% |
|       |             | 内縁      | 551   | 20.2% | 男性     | 338   | 12.4% |
| 平成28年 | 3,311       | 婚姻      | 2,634 | 79.6% | 女性     | 2,673 | 80.7% |
|       |             | 内縁      | 677   | 20.4% | 男性     | 638   | 19.3% |
| 平成29年 | 3,165       | 婚姻      | 2,534 | 80.1% | 女性     | 2,516 | 79.5% |
|       |             | 内縁      | 631   | 19.9% | 男性     | 649   | 20.5% |
| 平成30年 | 3,280       | 婚姻      | 2,573 | 78.4% | 女性     | 2,551 | 77.8% |
|       |             | 内縁      | 707   | 21.6% | 男性     | 729   | 22.2% |
| 令和元年  | 3,725       | 婚姻      | 2,880 | 77.3% | 女性     | 2,803 | 75.2% |
|       |             | 内縁      | 845   | 22.7% | 男性     | 922   | 24.8% |
| 令和2年  | 3,684       | 婚姻      | 2,801 | 76.0% | 女性     | 2,733 | 74.2% |
|       |             | 内縁      | 883   | 24.0% | 男性     | 951   | 25.8% |
| 令和3年  | 3,897       | 婚姻      | 3,026 | 77.6% | 女性     | 2,854 | 73.2% |
|       |             | 内縁      | 871   | 22.4% | 男性     | 1,043 | 26.8% |

※平成26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む（平成26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため）。

資料出典：千葉県警察本部

図表82 千葉県警察における措置状況（複数計上）

（単位：件）

| 年度    | 事件化 | 防犯指導  | 加害者への<br>指導警告 | 他機関<br>引継 | 保護命令<br>制度教示 | 援助  | その他 | 計     |
|-------|-----|-------|---------------|-----------|--------------|-----|-----|-------|
| 平成25年 | 163 | 1,861 | 851           | 173       | 832          | 490 | 606 | 4,976 |
| 平成26年 | 242 | 2,336 | 1,176         | 228       | 980          | 587 | 579 | 6,128 |
| 平成27年 | 238 | 2,717 | 1,509         | 777       | 800          | 560 | 530 | 7,131 |
| 平成28年 | 287 | 3,266 | 1,993         | 320       | 498          | 267 | 734 | 7,365 |
| 平成29年 | 253 | 3,133 | 2,033         | 328       | 466          | 223 | 812 | 7,248 |
| 平成30年 | 213 | 3,258 | 2,260         | 305       | 432          | 191 | 479 | 7,138 |
| 令和元年  | 231 | 3,720 | 2,665         | 372       | 271          | 231 | 201 | 7,691 |
| 令和2年  | 173 | 3,670 | 2,576         | 401       | 257          | 243 | 257 | 7,577 |
| 令和3年  | 182 | 3,482 | 2,870         | 549       | 149          | 189 | 295 | 7,716 |

資料出典：千葉県警察本部

## （４）保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～令和4年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は1,317件で、全国で4番目となっています。

図表83 保護命令の発令状況（全国順位）

（単位：件）

| 順位 | 地方裁判所管内   | 保護命令発令件数     |
|----|-----------|--------------|
| 1  | 大阪        | 4,566        |
| 2  | 神戸        | 2,132        |
| 3  | 東京        | 1,903        |
| 4  | <b>千葉</b> | <b>1,317</b> |
| 5  | 仙台        | 1,294        |

※DV防止法施行から令和4年3月までの累計

資料出典：最高裁判所事務総局民事局（千葉県児童家庭課）

## 2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

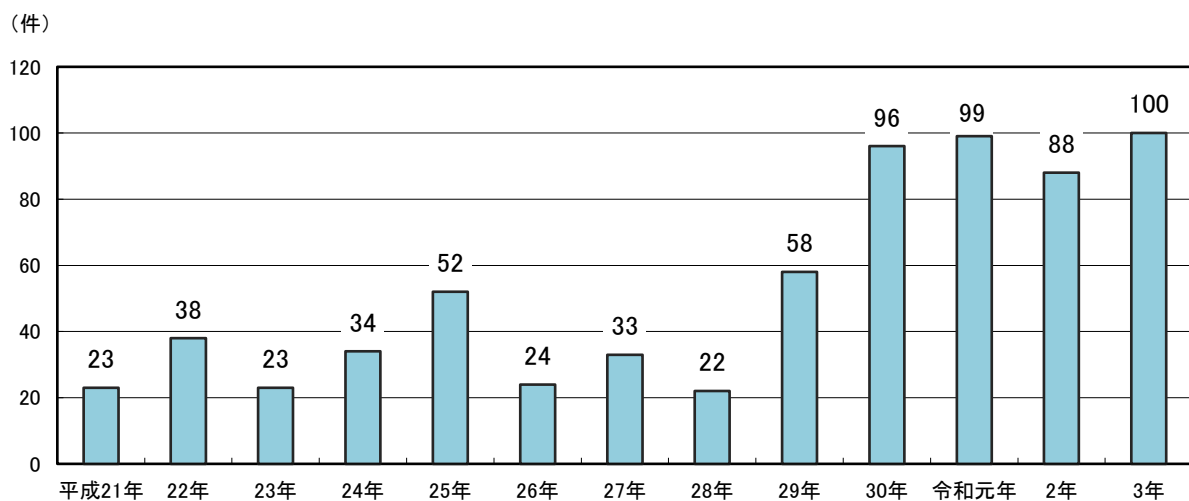
### (1) 相談件数

千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害110番」を運用していたところ、平成29年8月3日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入したものです。#8103にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があるから相談してみて」という思いを込め、性犯罪110番を設けて性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表84 千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移

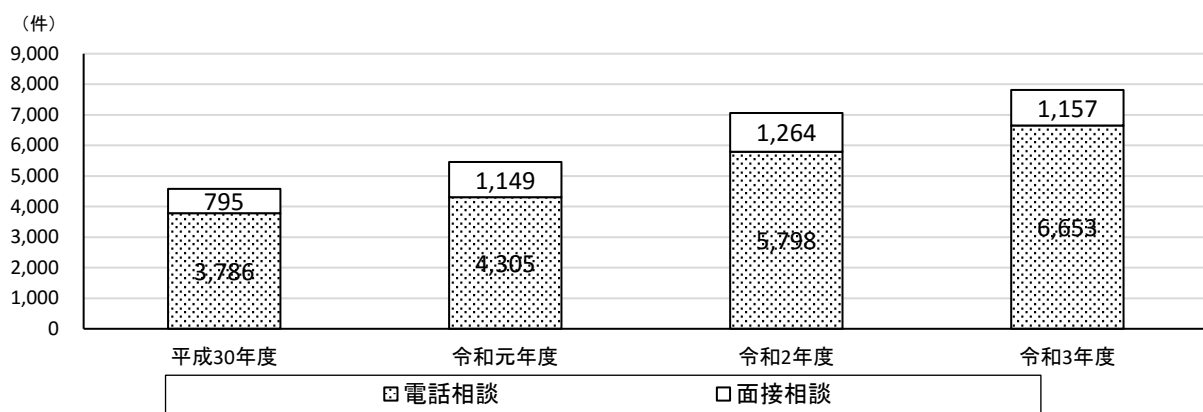


資料出典：千葉県警察本部

警察への届出を躊躇している方も届出を行った方と同様の支援が受けられるよう、平成29年10月から、性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援を提供する「ワンストップ支援センター」を中心とした支援体制がスタートしました。県では、特定非営利活動法人 千葉性暴力被害支援センターちさと及び（公社）千葉犯罪被害者支援センターの2団体をワンストップ支援センターに位置付け、両団体において相談対応等を行っています。

性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数は、下のグラフのとおりです。なお、相談件数は年々増加傾向にあります。

図表85 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数（千葉県）

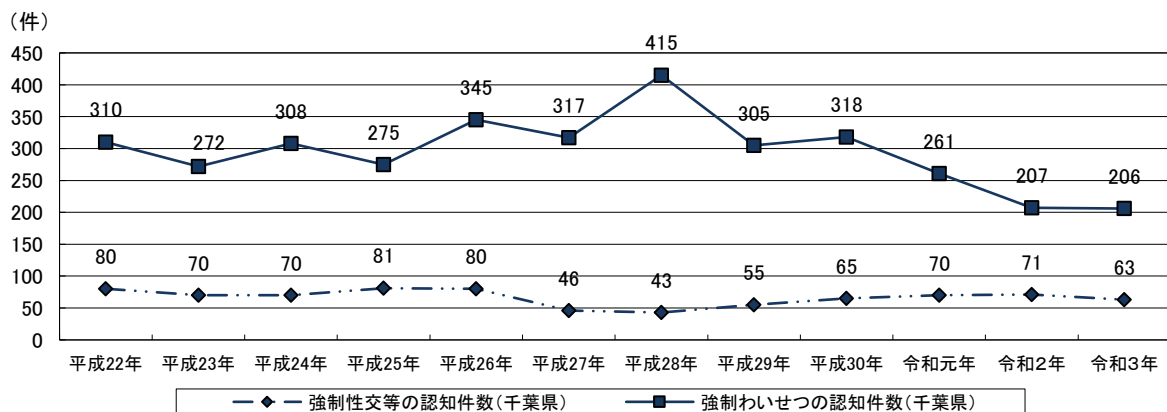


資料出典：千葉県くらし安全推進課

## （２）性犯罪の認知件数

千葉県における令和3年の強制性交等の認知件数は63件で、強制わいせつの認知件数は206件であり、前年と比べ、強制性交等、強制わいせつの認知件数はともに減少しています。

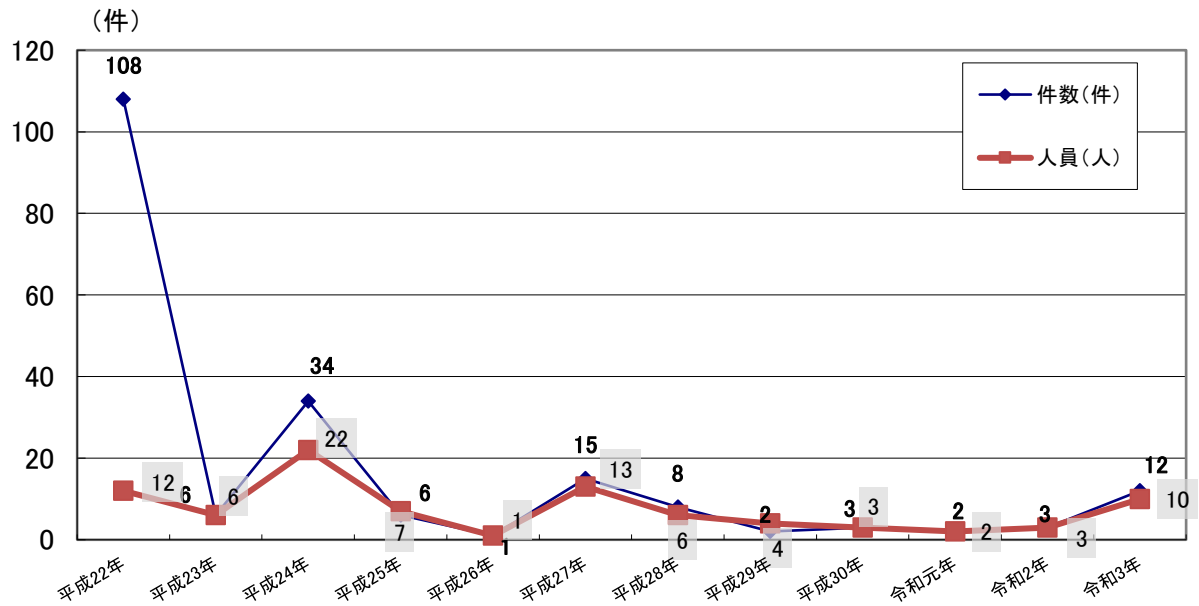
図表86 強制性交等・強制わいせつの認知件数（千葉県）



※刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

資料出典：千葉県警察本部

図表87 売春防止法違反の送致状況（千葉県）



資料出典：千葉県警察本部

### 3 ストーカー

千葉県における令和3年のストーカー事案の認知件数は610件であり、前年と比べて増加していますが、検挙件数は減少しています。ストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数については増加しています。

図表88 ストーカー事案の認知件数及び措置状況（千葉県）

（単位：件）

| 年次    | 認知件数 | 検 挙 |          |     | ストーカー規制法に基づく対応（警告・禁止命令等・援助） | ストーカー規制法によらない措置（防犯指導・警ら等） |
|-------|------|-----|----------|-----|-----------------------------|---------------------------|
|       |      | 計   | ストーカー規制法 | 他法令 |                             |                           |
| 平成25年 | 550  | 110 | 31       | 79  | 119                         | 677                       |
| 平成26年 | 600  | 80  | 24       | 56  | 159                         | 916                       |
| 平成27年 | 529  | 87  | 29       | 58  | 142                         | 847                       |
| 平成28年 | 651  | 113 | 27       | 86  | 125                         | 1,031                     |
| 平成29年 | 731  | 84  | 20       | 64  | 106                         | 1,142                     |
| 平成30年 | 532  | 95  | 25       | 70  | 108                         | 819                       |
| 令和元年  | 437  | 74  | 16       | 58  | 71                          | 707                       |
| 令和2年  | 487  | 85  | 31       | 54  | 102                         | 777                       |
| 令和3年  | 610  | 79  | 23       | 56  | 90                          | 1,000                     |

※ストーカー規制法に基づく対応については、禁止命令等の件数を遡って追加計上した。

※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

資料出典：千葉県警察本部

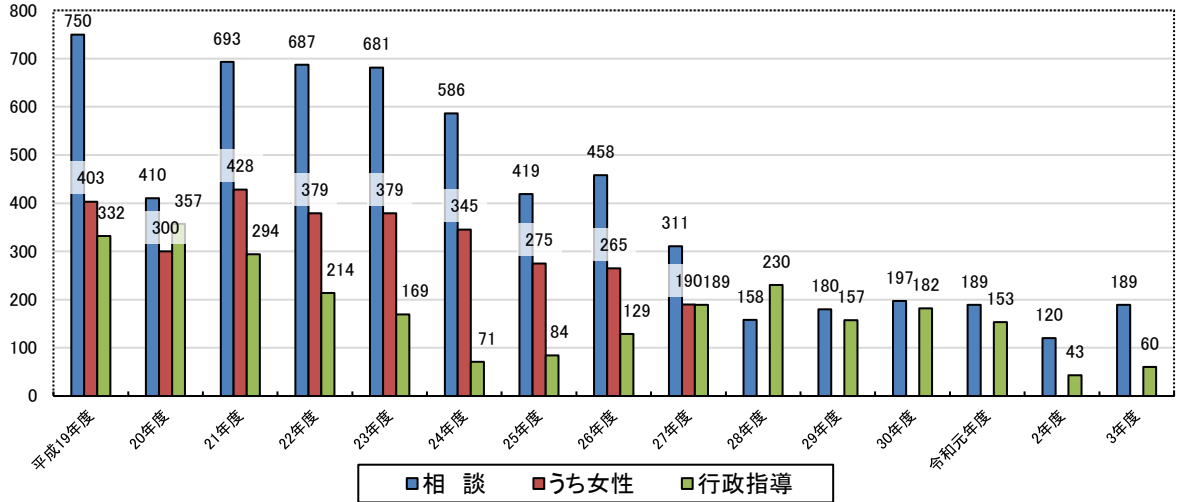
4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

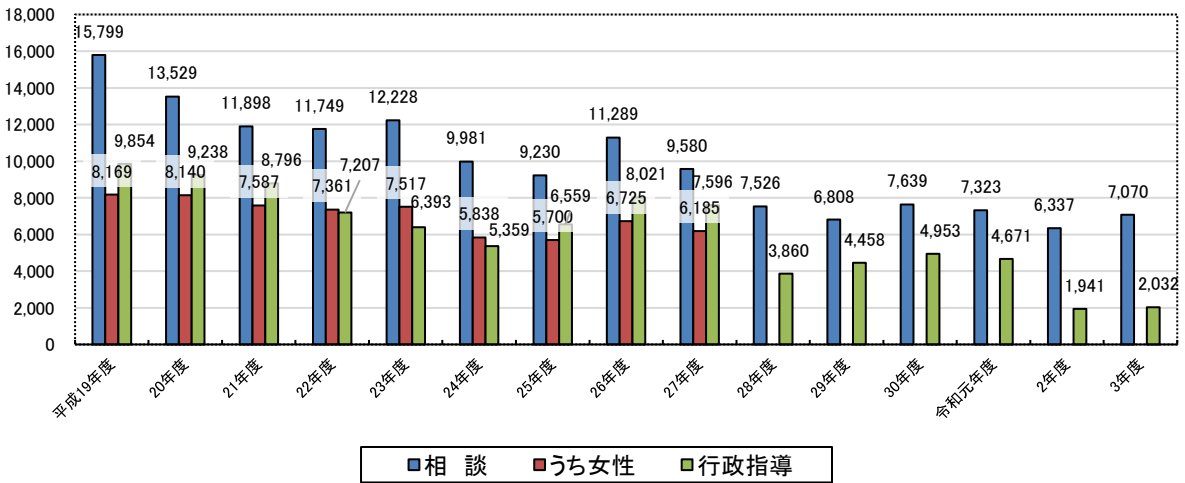
図表89 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移（千葉県・全国）

| 項目     | 平成29年度 |       | 平成30年度 |       | 令和元年度 |       | 令和2年度 |       | 令和3年度 |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 千葉労働局  | 全国    | 千葉労働局  | 全国    | 千葉労働局 | 全国    | 千葉労働局 | 全国    | 千葉労働局 | 全国    |
| 相談件数   | 180    | 6,808 | 197    | 7,639 | 189   | 7,323 | 120   | 6,337 | 189   | 7,070 |
| 行政指導件数 | 157    | 4,458 | 182    | 4,953 | 153   | 4,671 | 43    | 1,941 | 60    | 2,032 |

(件) (千葉県)



(件) (全国)



※セクシュアルハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。  
※相談者の男女別の件数は把握していない。

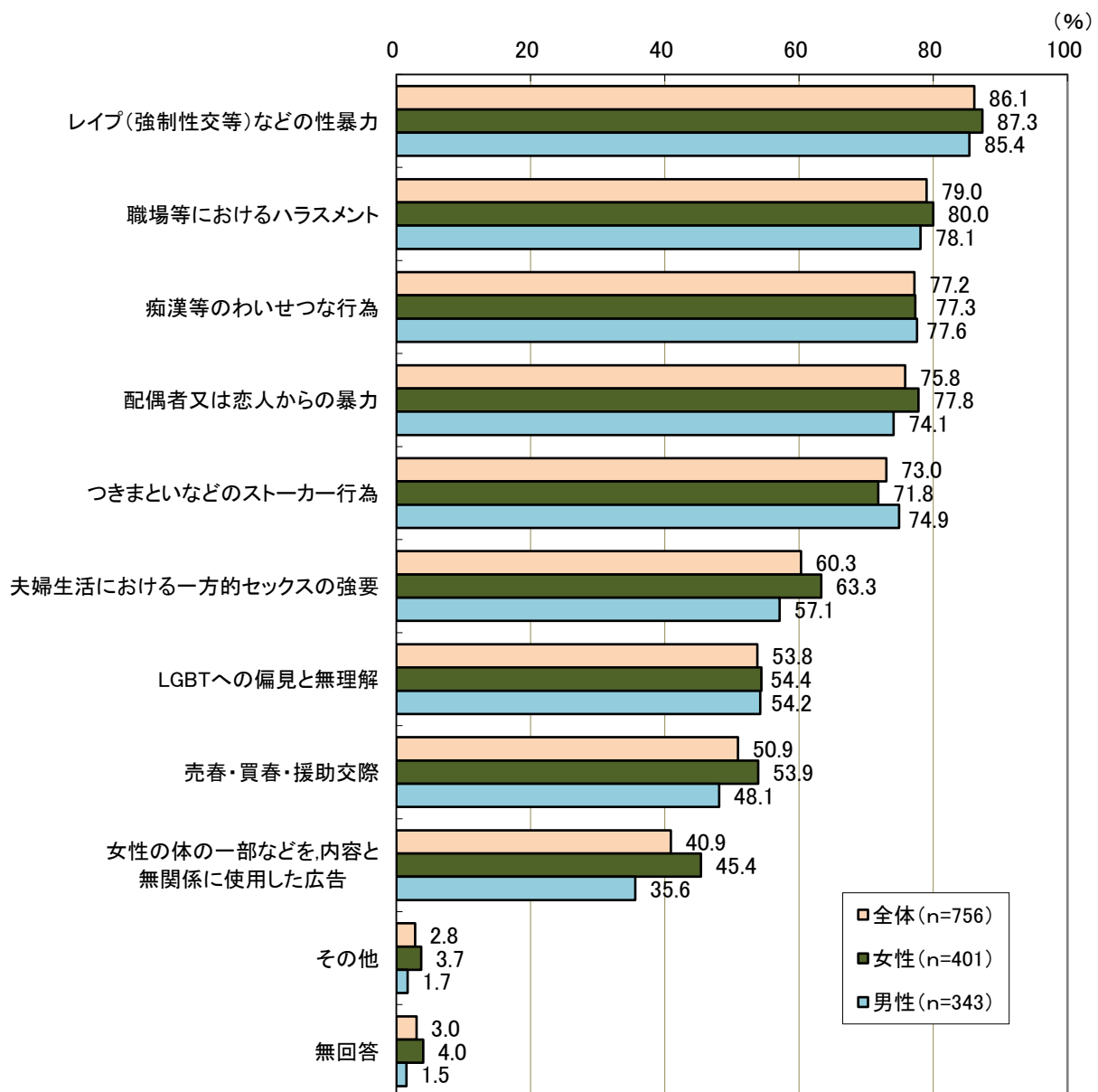
資料出典：千葉労働局 雇用環境・均等室

## 5 人権が侵害されていると感じること

県民意識調査において、人権が侵害されていると感じることについて聞いたところ、「レイプ（強制性交等）などの性暴力」が86.1%で最も高く、次いで「職場等におけるハラスメント」が79.0%、「痴漢等のわいせつな行為」が77.2%となっています。

性別でみると、「女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告」は女性が男性よりも9.8ポイント高く、「売春・買春・援助交際」も女性が5.8ポイント高くなっています。一方、「つきまといなどのストーカー行為」は男性が女性よりも3.1ポイント高くなっています。

図表90 人権が侵害されていると感じること（千葉県）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

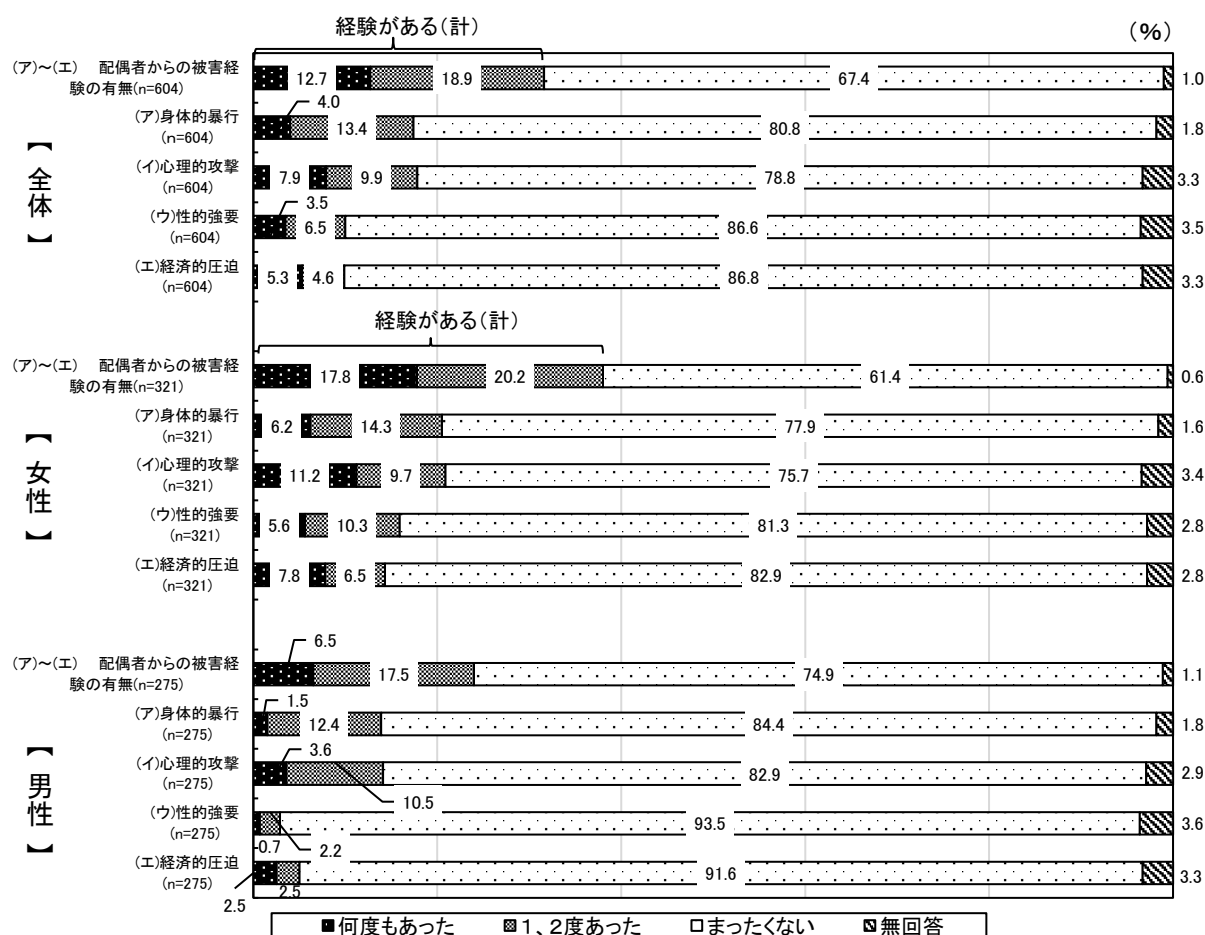
## 6 DVの被害について

## (1) DVの被害経験

県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、全体「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」は、『経験がある(計)』が31.6%、「まったくない」が67.4%となっています。

性別でみると、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」、各行為全てで『経験がある(計)』は女性が男性よりも高くなっており、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」を比較すると、女性が14.0ポイント高くなっています。

図表91 DVの被害経験(千葉県)

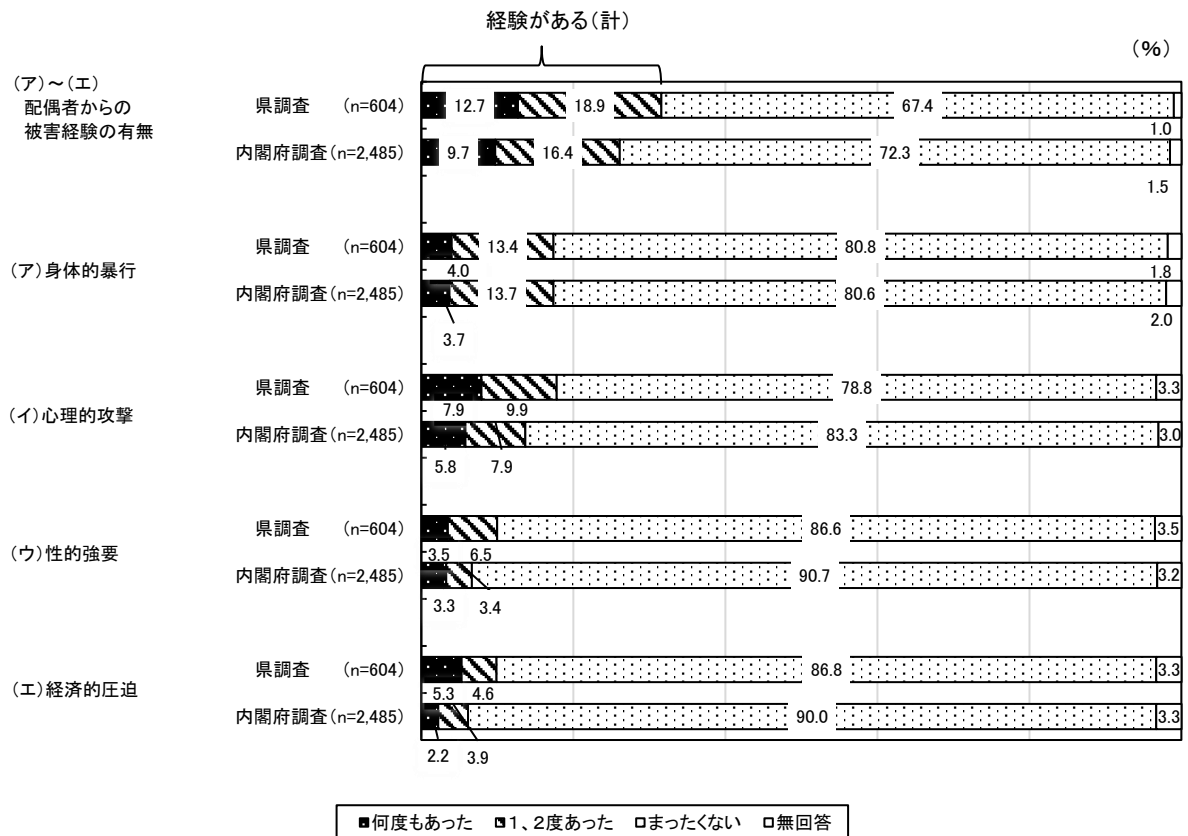


(ア)身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど  
 (イ)心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、  
 長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に  
 危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など  
 (ウ)性的強要：いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せら  
 れる、避妊に協力しないなど  
 (エ)経済的圧迫：生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

内閣府調査と比較すると、『経験がある（計）』は「（ア）～（エ）配偶者からの経験被害の有無」で県調査が内閣府調査よりも5.5ポイント高くなっています。各行為をみると、「（イ）心理的攻撃」は県調査が内閣府調査よりも4.1ポイント、「（ウ）性的強要」も県調査が3.3ポイント、「（エ）経済的圧迫」も県調査が3.8ポイント高くなっています。

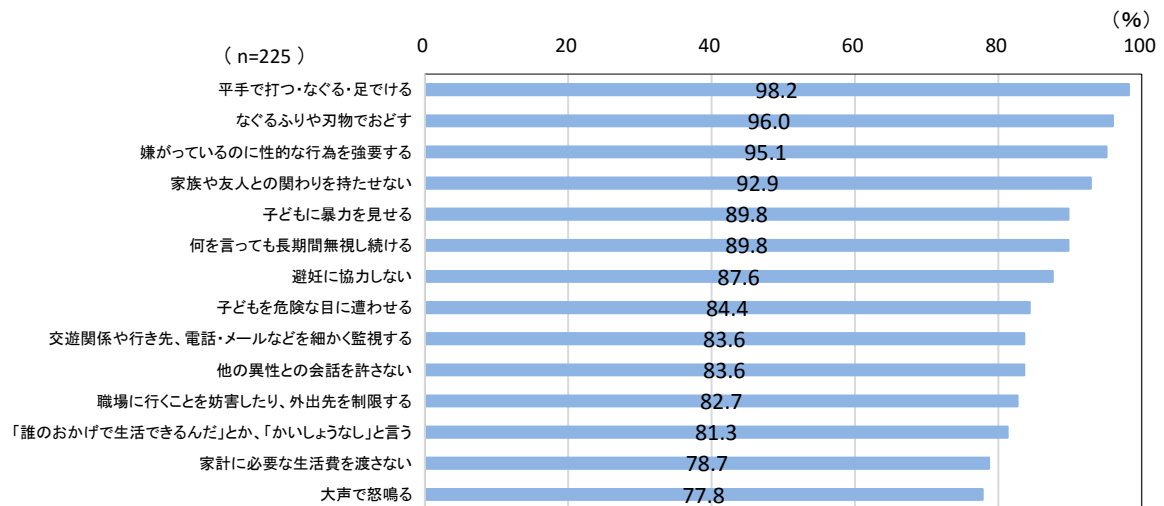
図表92 DVの被害経験（千葉県・全国）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

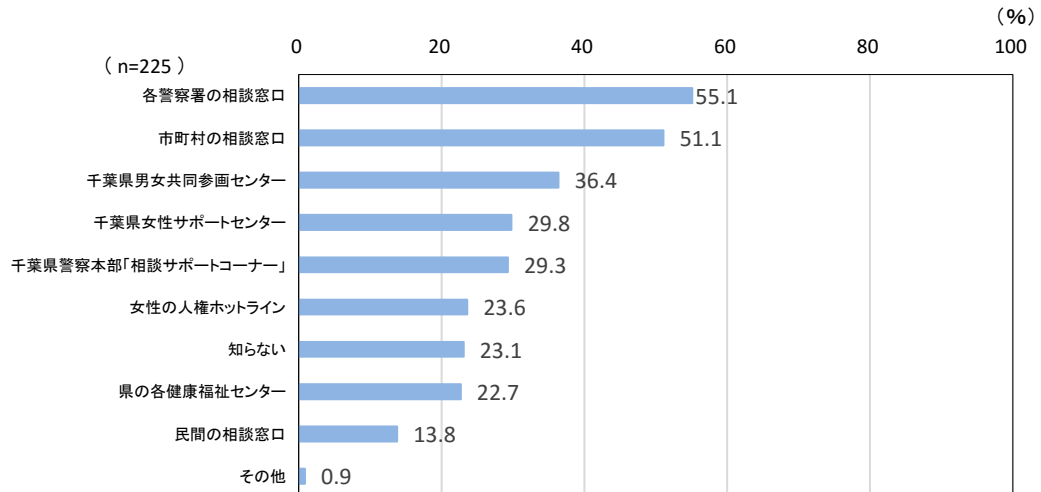
※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査

図表93 DVにあたる行為についての認識（千葉県）



資料出典：千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について（インターネットアンケート調査）」（令和2年度）

図表94 DVに関する相談窓口の認知度（千葉県）



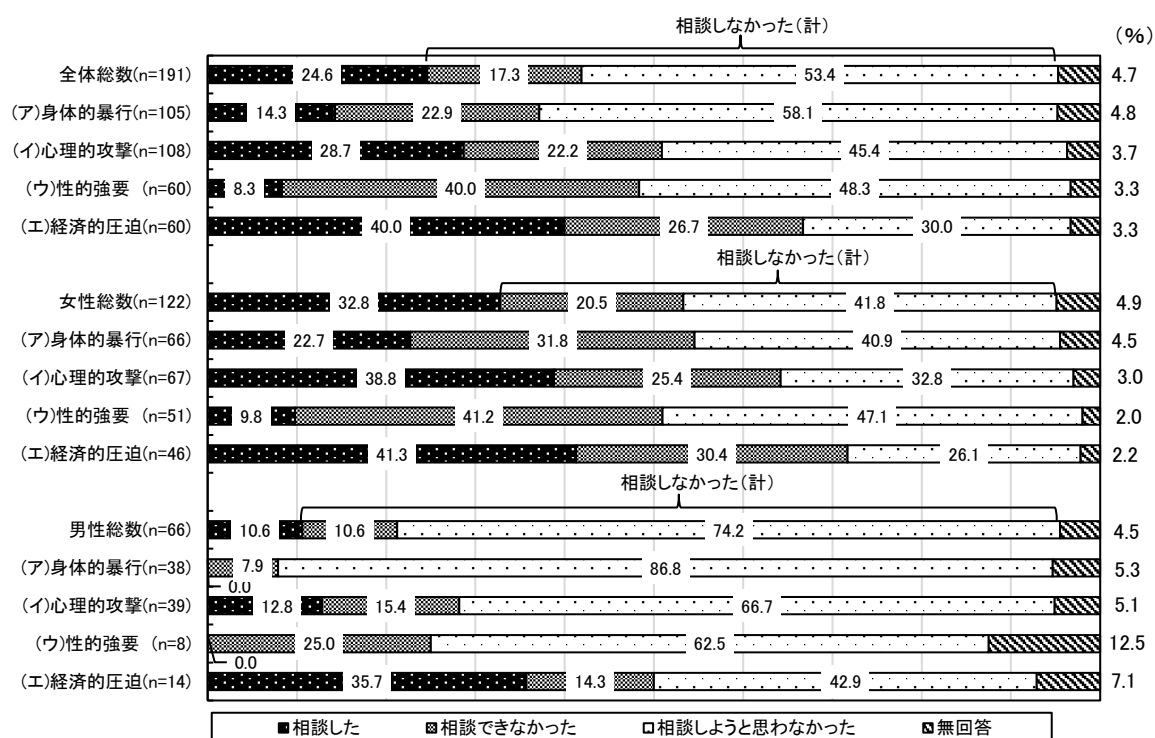
資料出典：千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について（インターネットアンケート調査）」（令和2年度）

## (2) DVの被害相談

県民意識調査において、DV被害の相談有無について聞いたところ、全体総数は、「相談した」が24.6%、「相談できなかった」が17.3%、「相談しようと思わなかった」が53.4%となっています。

性別でみると、総数で「相談した」は女性が男性よりも22.2ポイント高くなっています。一方、「相談しなかった（計）」は総数、各行為全てで男性が女性よりも高くなっており、総数を比較すると、男性が22.5ポイント高く、「（ア）身体的暴行」では男性が22.0ポイント高くなっています。

図表95 DV被害の相談有無（千葉県）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

DVの相談有無について、内閣府調査と比較すると、全体総数では「相談しなかった」は県調査が内閣府調査よりも21.8ポイント高くなっています。

図表96 DV被害の相談有無（千葉県・全国）



※県調査の「相談しなかった」は、「相談できなかった」と「相談しようと思わなかった」の合計

※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査

資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

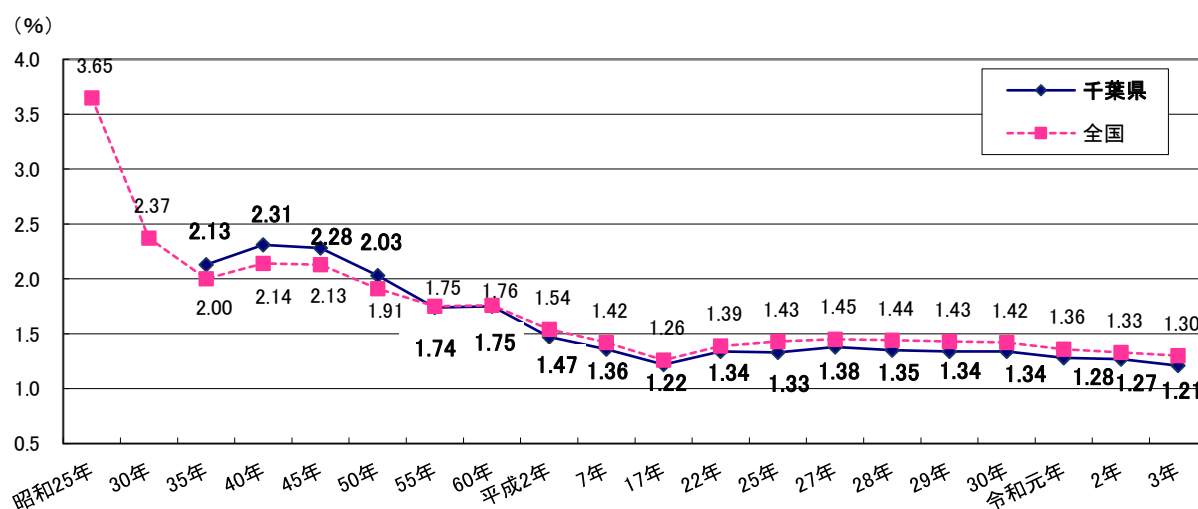
## VII 健康

### 1 出産等に関する状況

#### (1) 合計特殊出生率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県における合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は、平成22年以降はほぼ横ばいで推移していますが、令和3年は1.21と、前年より減少しました。

図表97 合計特殊出生率の推移（千葉県・全国）

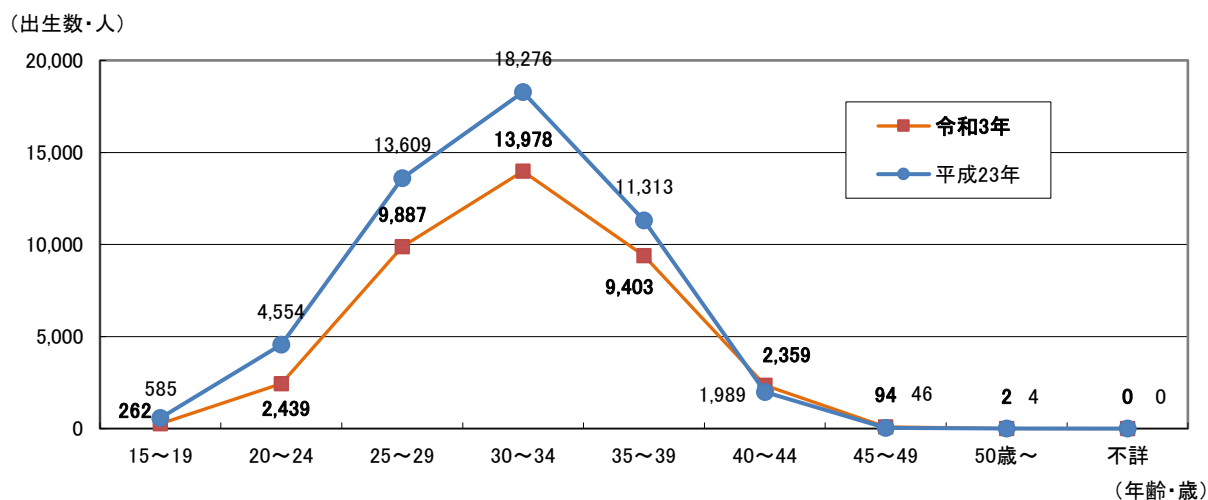


資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

#### (2) 母の年齢階級別出生数の推移

母親の出産年齢と出生数について10年前と比較したところ、平成23年、令和3年とも30歳から34歳の階級が最も多くなっています。令和3年は15歳～39歳の各階級で減少している一方、40歳から49歳の各階級で増加しています。

図表98 母の年齢階級別出生数の推移（千葉県）



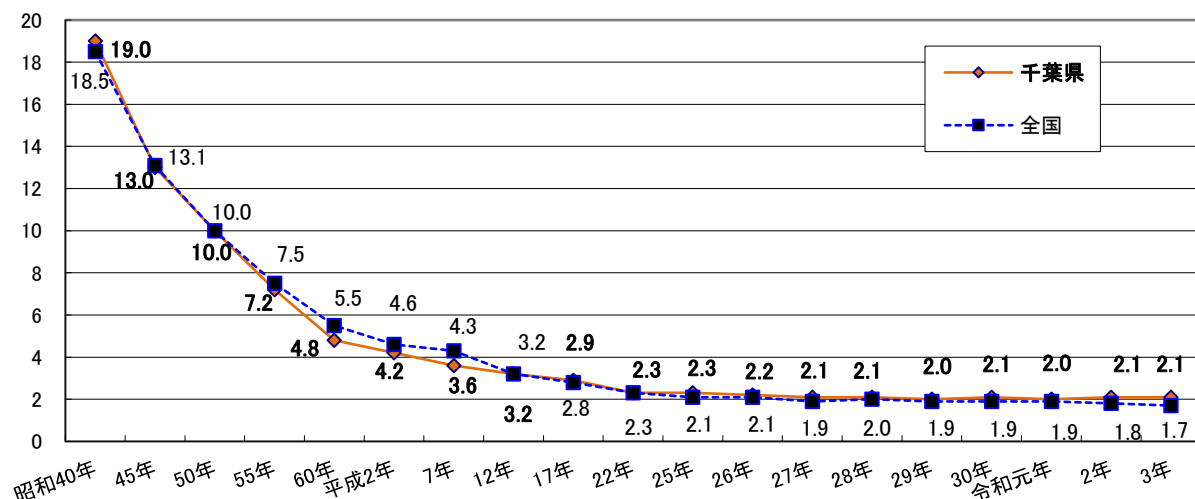
資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

## (3) 乳児・新生児死亡率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県の乳児死亡率と新生児死亡率は、昭和50年頃までともに急速に低下しましたが、近年では、乳児死亡率は2.0～2.3、新生児死亡率は0.8～1.1と横ばいで推移しています。

図表99 乳児死亡率\*の推移（千葉県・全国）

(出生千対)

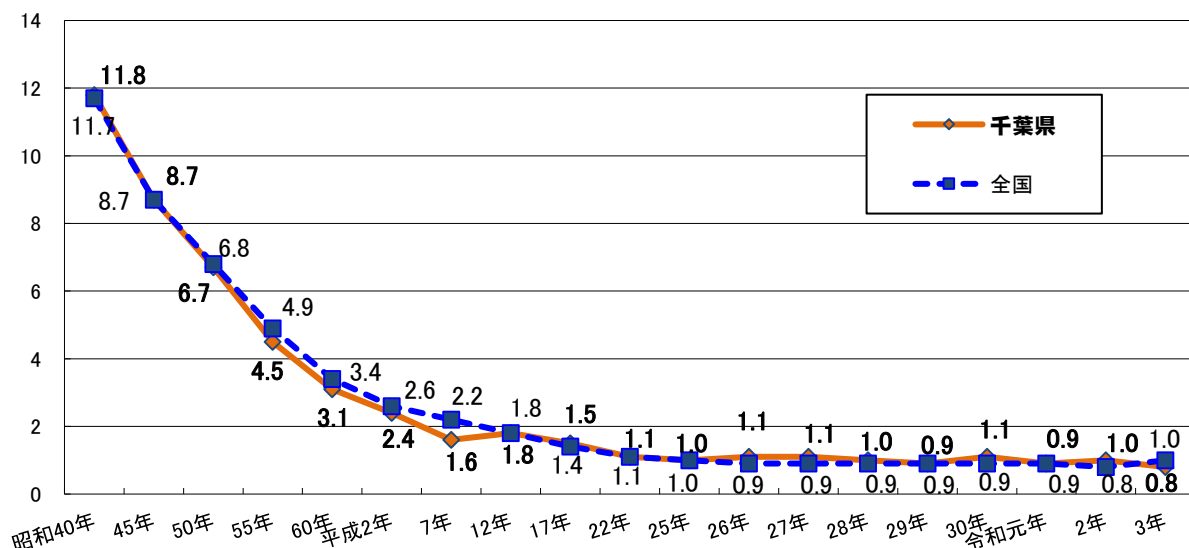


\* 乳児死亡：生後1年未満の死亡

資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

図表100 新生児死亡率\*の推移（千葉県・全国）

(出生千対)



\* 新生児死亡：生後4週間未満の死亡

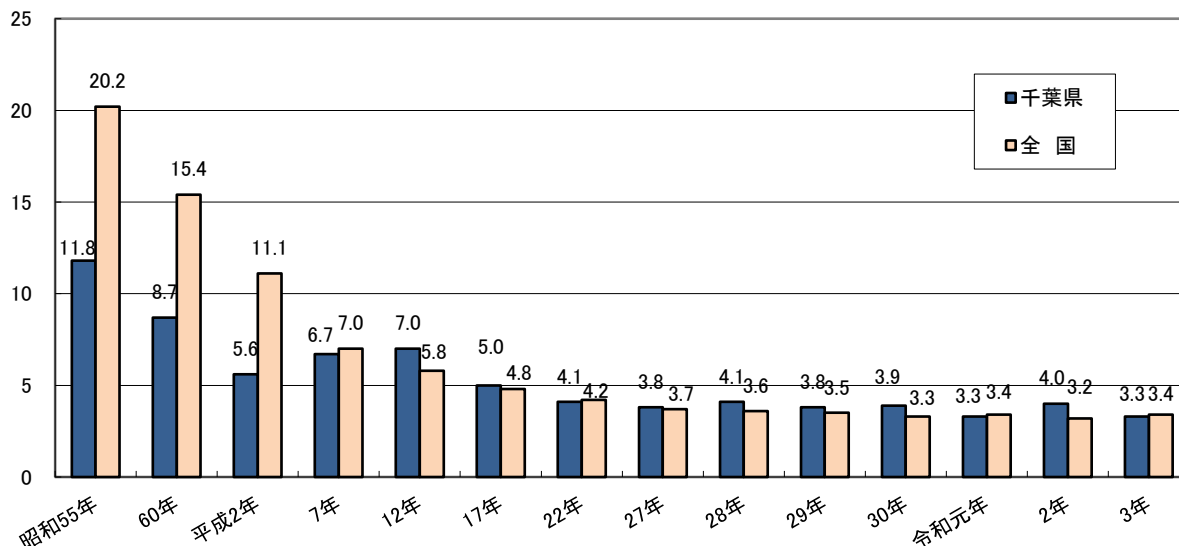
資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

## (4) 周産期死亡率の推移

令和3年の「人口動態統計」によると、千葉県の周産期死亡率は3.3であり、ここ数年はほぼ横ばいです。

図表101 周産期死亡率\*の推移（千葉県・全国）

(出生千人対)



\* 周産期死亡率：【年間周産期死亡数】÷【年間出産数(出生数＋妊娠満22週以降の死産数)】×1,000

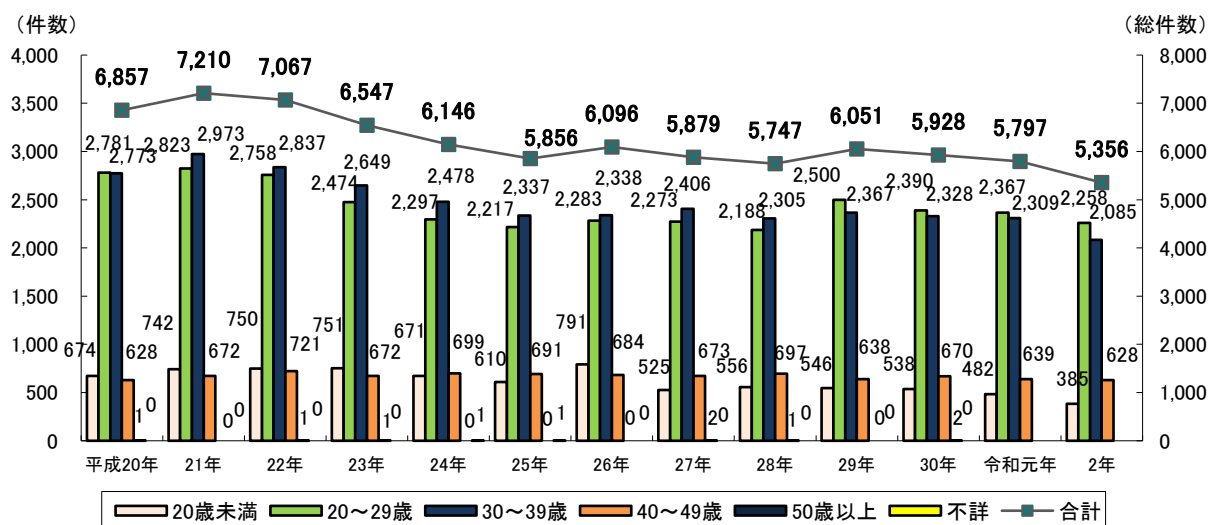
出産1000に対する周産期死亡（妊娠22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの）の割合で、国又は地方の産科医療の水準を表す指標の一つとされている。

資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

## (5) 人工妊娠中絶の状況

「衛生行政報告例」により、千葉県における年齢階級別人工妊娠中絶の状況をみると、平成21年から減少し、平成25年からはほぼ横ばいで推移しています。

図表102 年齢階級別人工妊娠中絶の状況（千葉県）



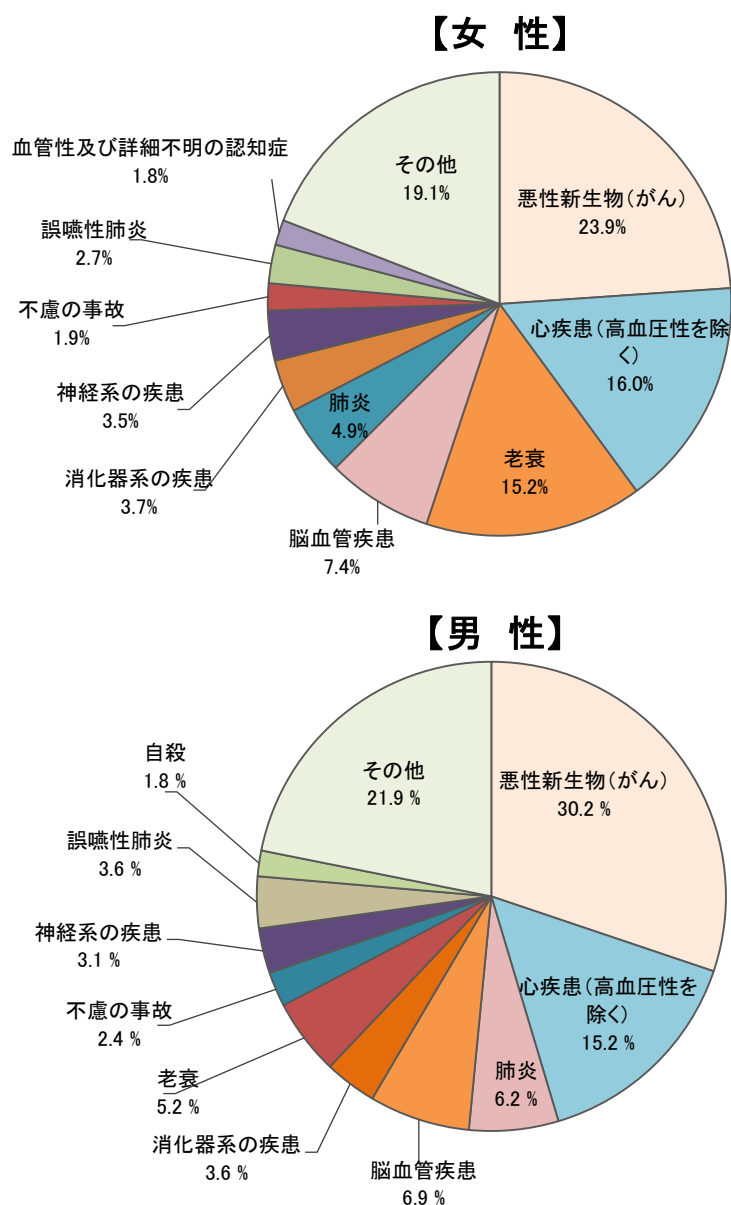
資料出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

## 2 こころとからだの健康

### (1) 主な死因の構成割合

令和3年の男女別の死因をみると、男女ともに「悪性新生物（がん）」「心疾患」による死亡が多くなっており、特に男性でその割合が高くなっています。

図表103 男女別主要死因の構成割合(千葉県)



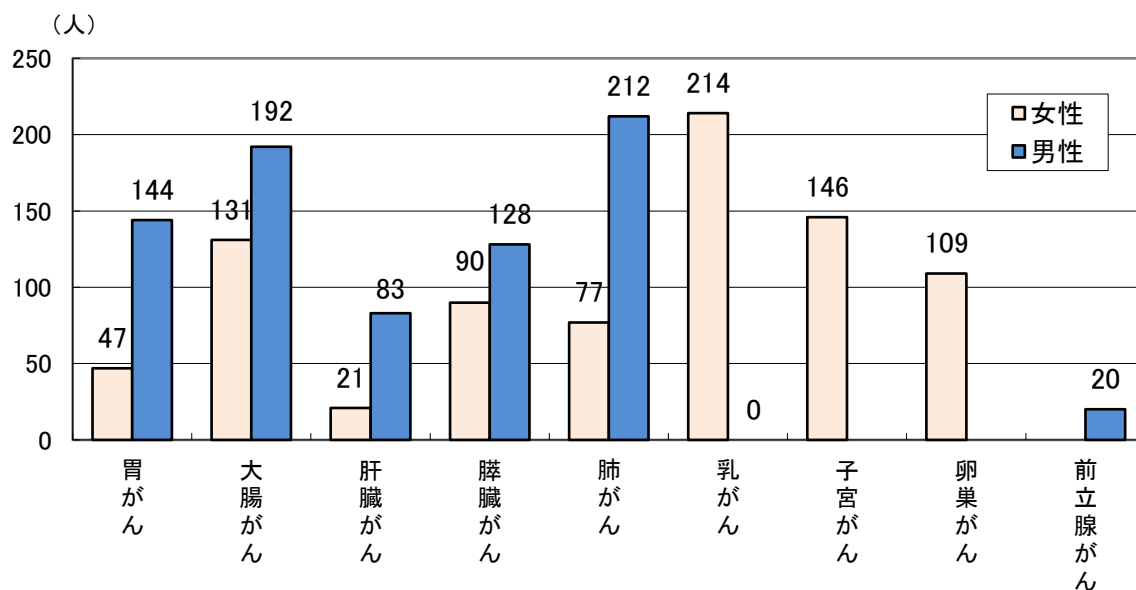
資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

## (2) 各がんの早世死亡数等

がんについて、令和3年の早世死亡の件数（65歳未満の死亡数）と早世係数（あるがんの全死亡に占める早世の比率）を男女で比較すると、女性は、乳がんが件数において最も多く、子宮がん、卵巣がんとともに女性特有のがんの早世係数が他のがんと比較して、高くなっています。

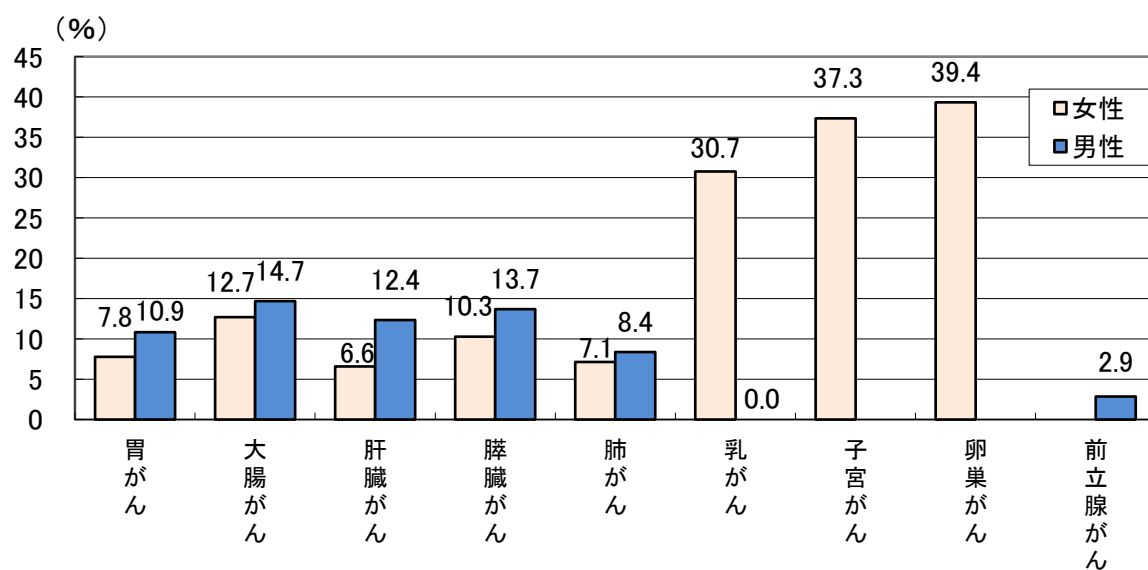
一方、男性では、胃がん、大腸がん、肝臓がん、膵臓がん、肺がんが件数及び早世係数のいずれにおいても女性を上回っています。

図表104 各がんの早世死亡件数（65歳未満）の男女比較（千葉県）



資料出典：厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計（確定数）」（令和4年9月16日）

図表105 各がんの早世係数の男女比較（千葉県）

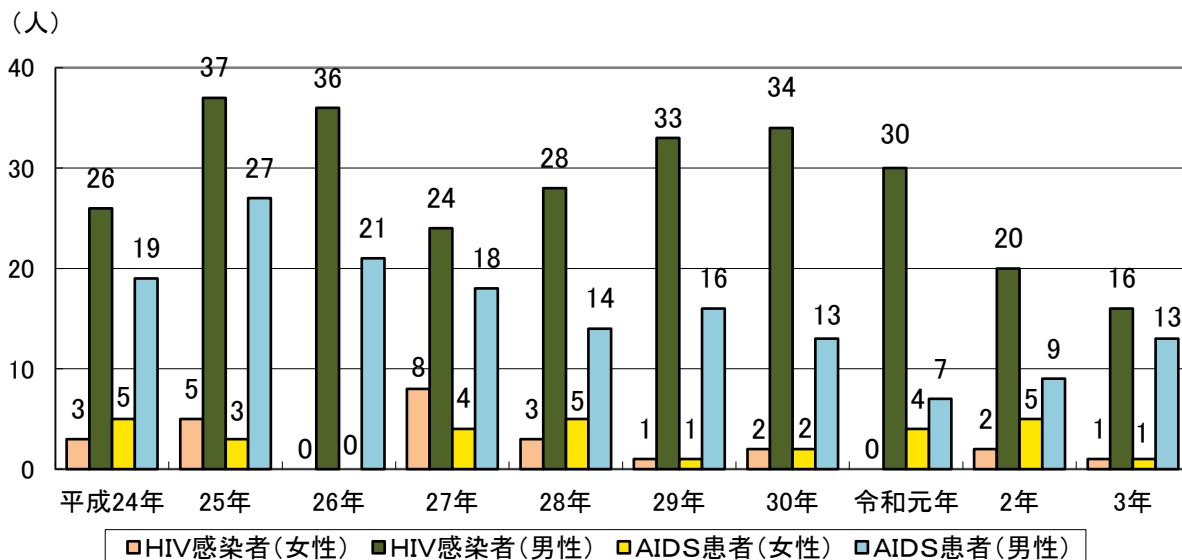


資料出典：厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計（確定数）」（令和4年9月16日）

## (3) HIV感染者・AIDS患者の数

HIV感染者・AIDS患者の新規届出の90%以上を男性が占めています。

図106 男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況（千葉県）

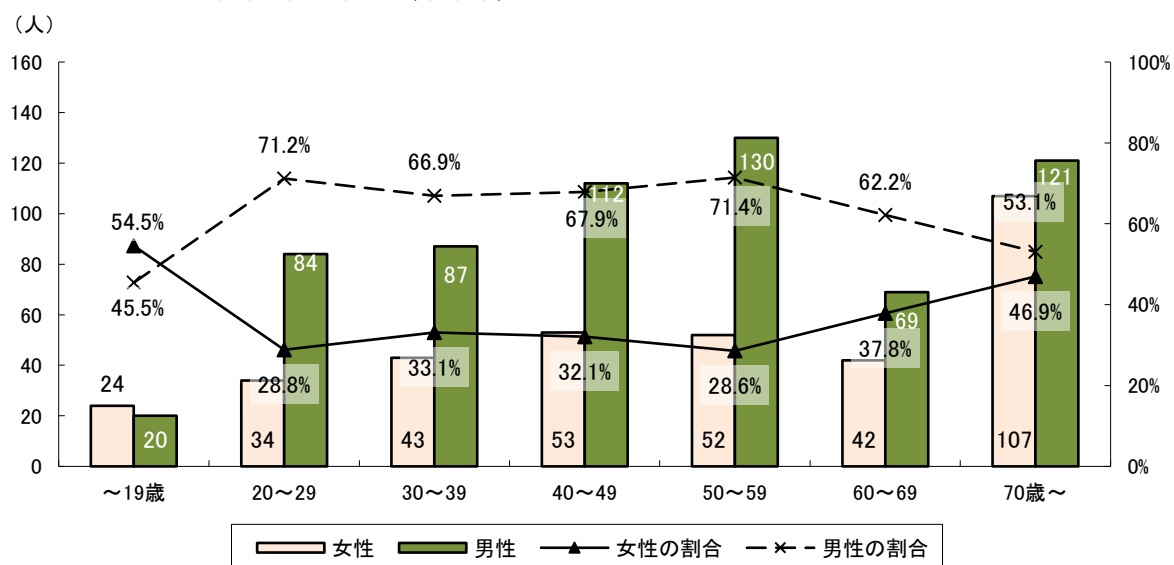


資料出典：千葉県疾病対策課

## (4) 自殺者の年齢階級別推移

自殺者総数に占める男女別・年齢階級別の割合を見ると、19歳以下を除いた全ての年代で男性の割合が高くなっています。また、女性は、19歳以下が54.5%と最も高く、次いで、70歳以上、60歳代の順となっています。

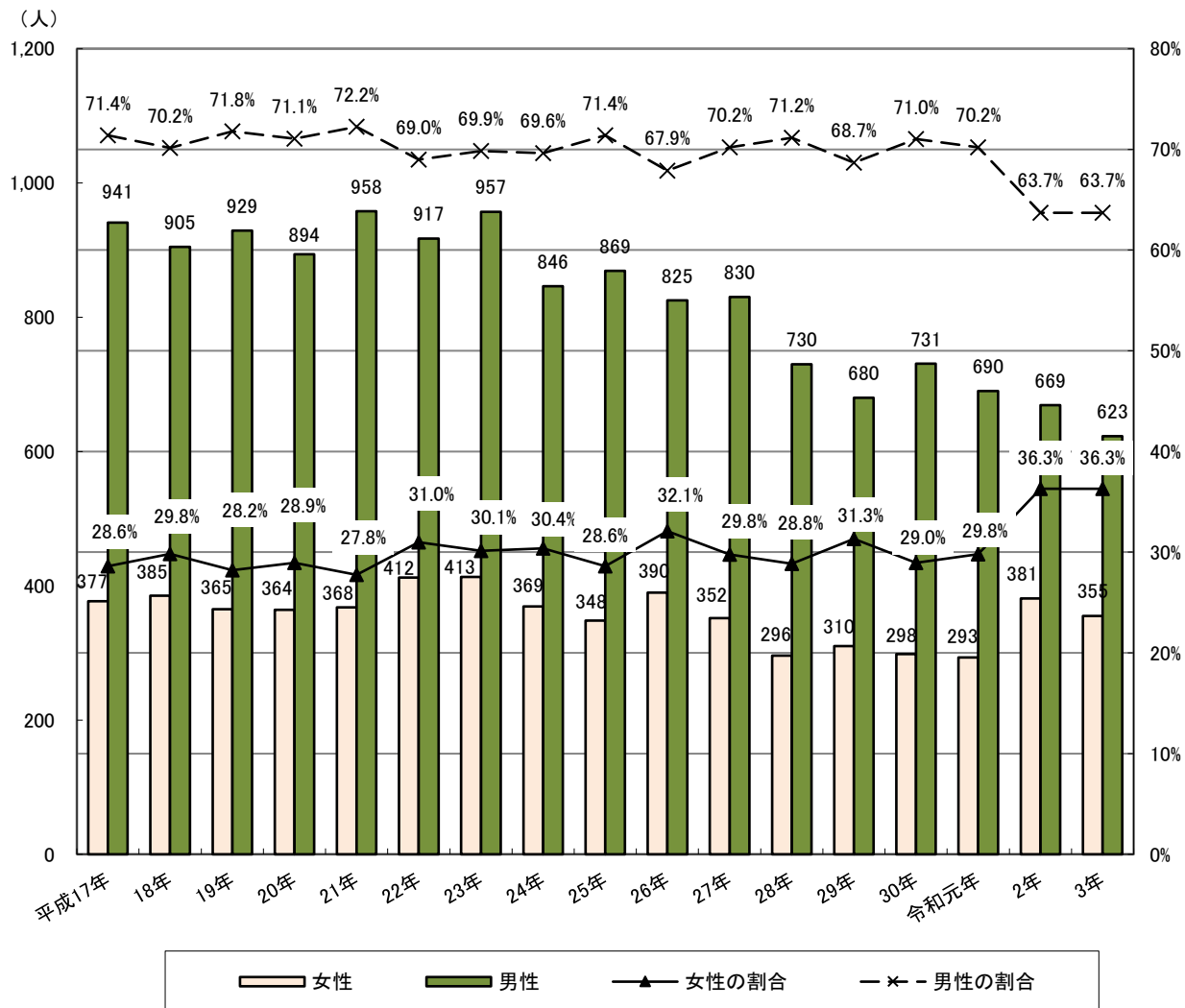
図表107 男女別・年齢別自殺者数（千葉県）



資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

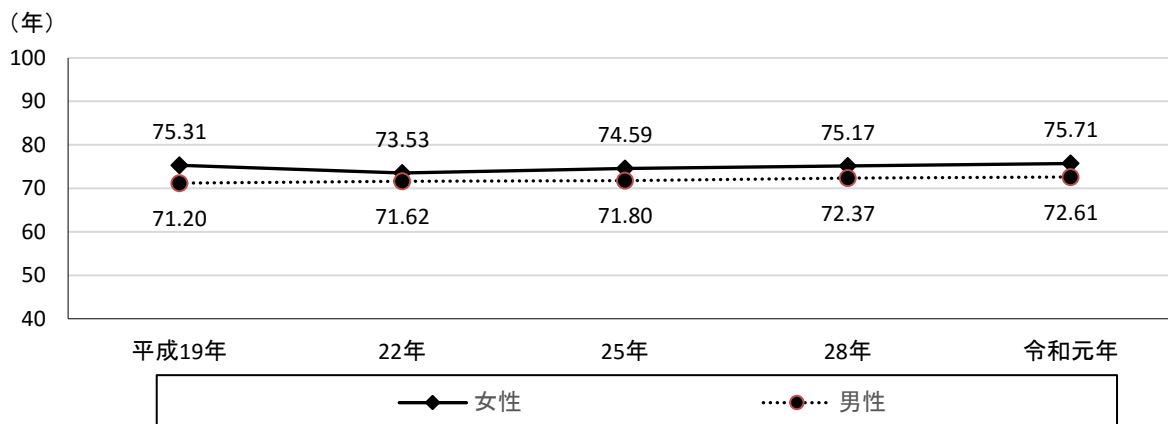
自殺者総数に占める男女別の割合について推移を見ると、男性は63.7%、女性は36.3%と男女ともに前年と同数でした。

図表108 自殺者数の推移（千葉県）



資料出典：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

図表109 男女別健康寿命の推移（千葉県）



資料出典：厚生労働省公表

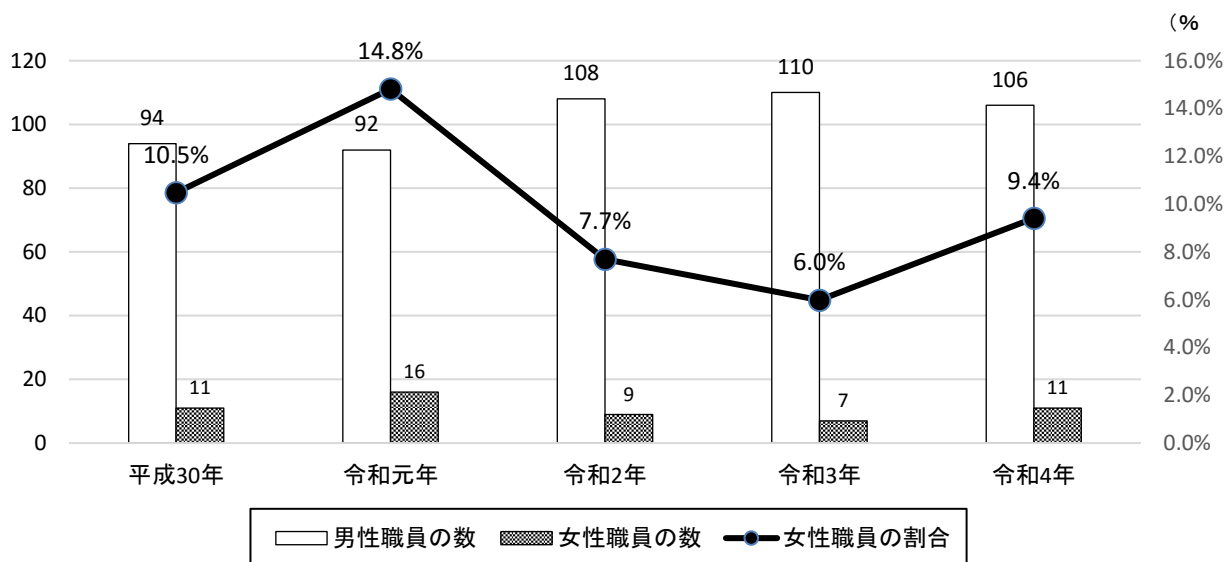
## VIII 防災

### 1 防災等について

#### (1) 千葉県防災危機管理部における女性職員の割合（千葉県）

千葉県防災危機管理部における女性職員の割合は、近年、10%前後で推移しています。

図表110 千葉県防災危機管理部における女性職員の割合

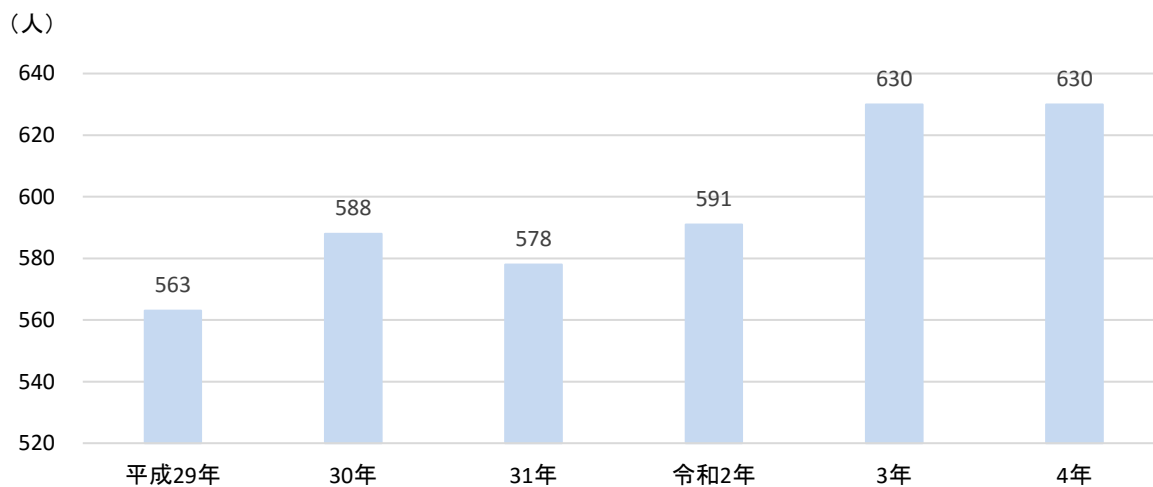


資料出典：千葉県危機管理政策課（各年4月1日現在）

#### (2) 県内消防団における女性消防団員数（千葉県）

千葉県内消防団における女性消防団員数は、令和2年以降、増加傾向にあります。

図表111 県内消防団における女性消防団員数（千葉県）



資料出典：千葉県消防課（各年4月1日）

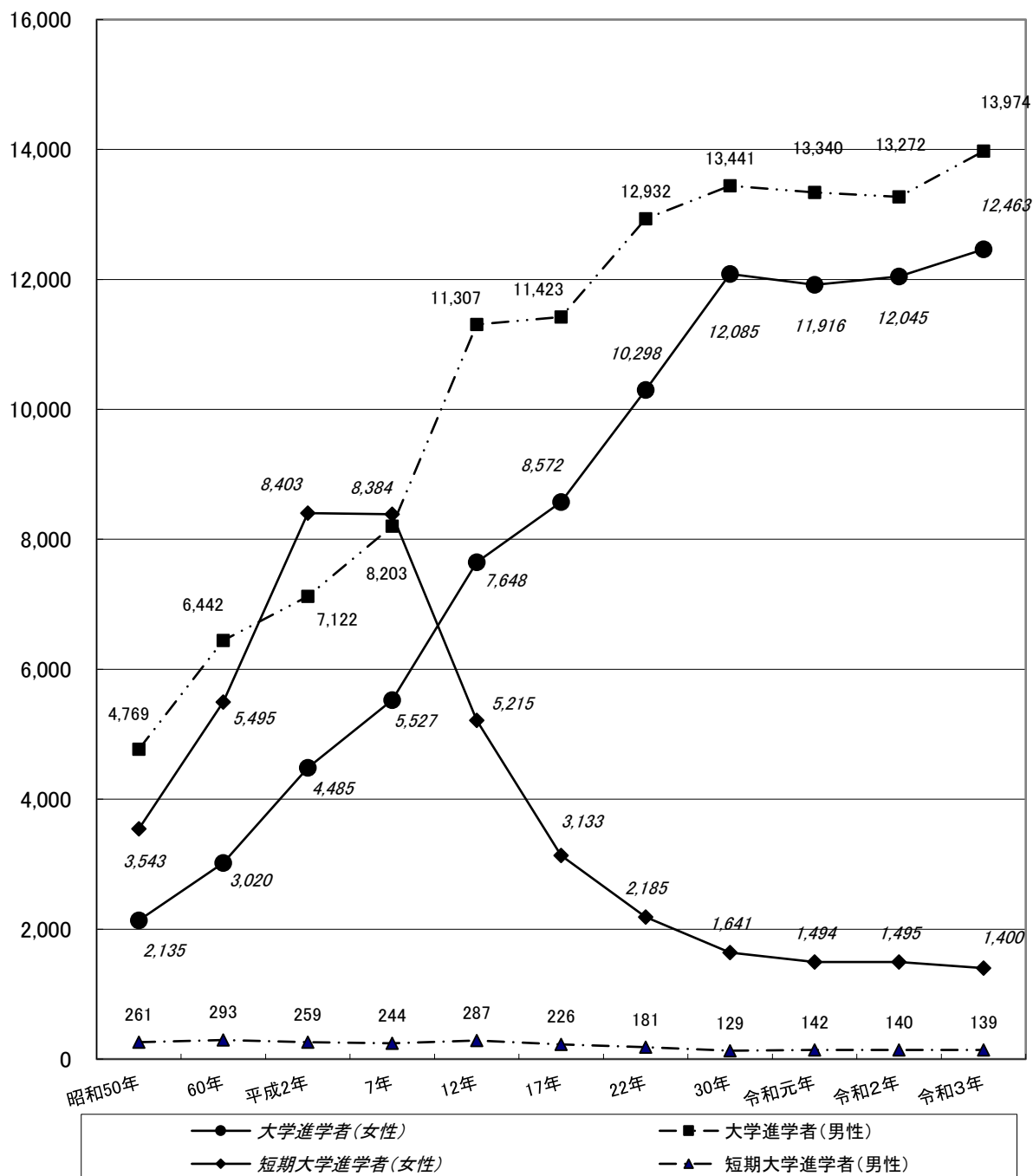
## IX 教育

## 1 大学等への進学状況

女性の大学進学者数は、令和元年にやや減少した後は、緩やかに増加傾向にあります。令和3年の大学進学者は、男性が女性より1,511人多く、同年の短期大学進学者は、女性が男性より1,261人多くなっています。

図表112 高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移（千葉県）

(人)

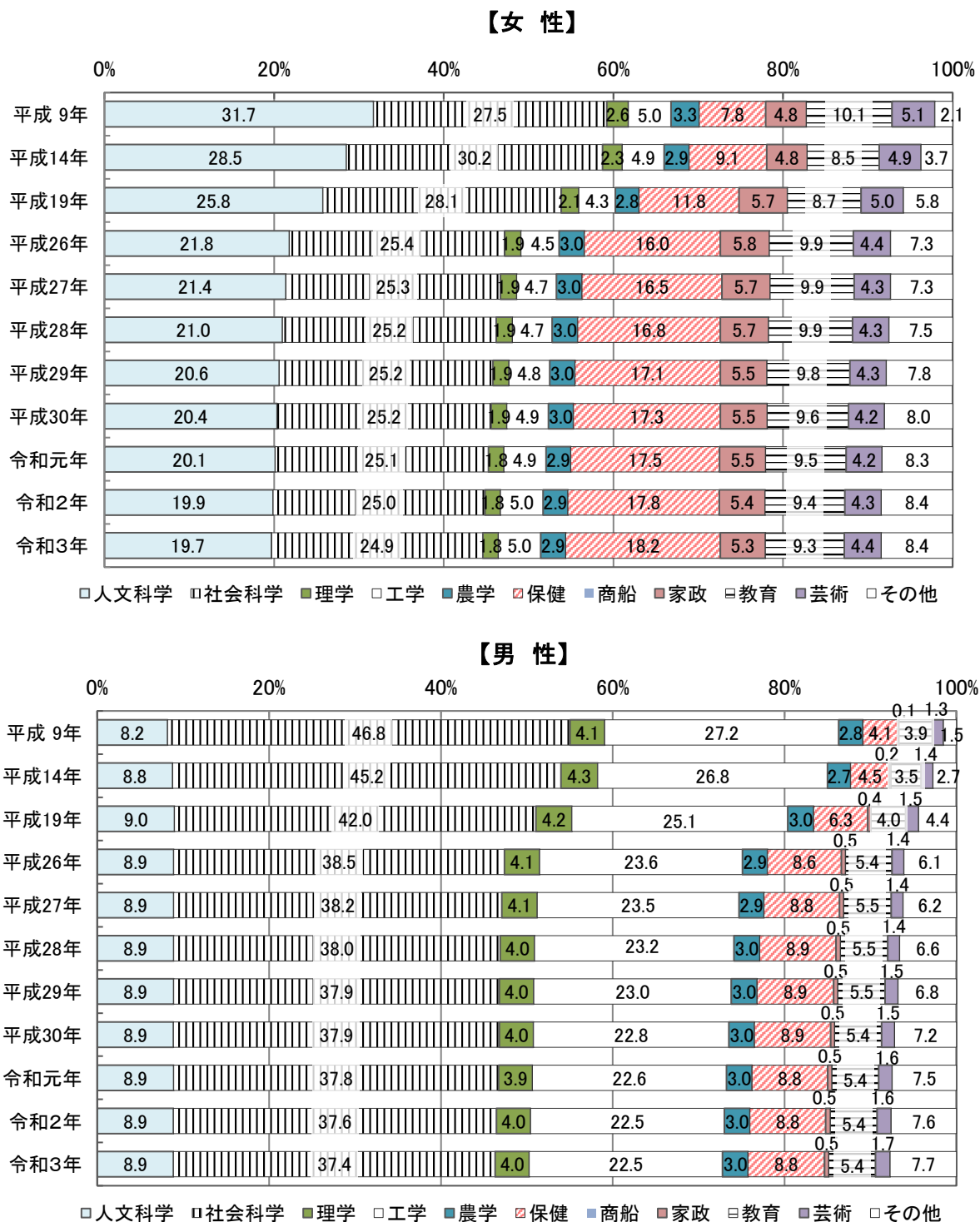


資料出典：千葉県統計課「学校基本調査」（各年3月）

## 2 専攻分野の状況

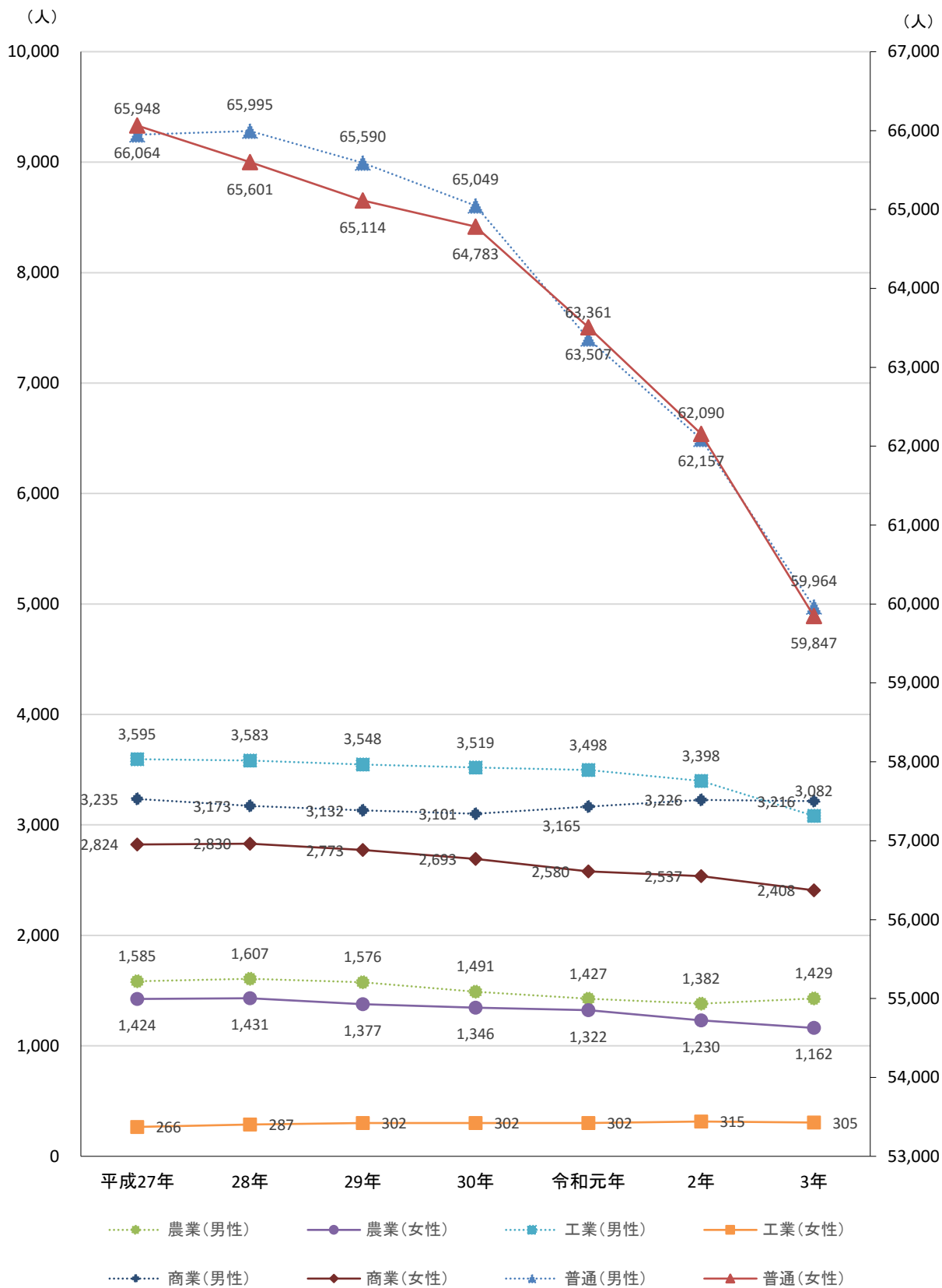
大学の専攻分野別にみた学生数の推移をみると、近年は、どの専攻分野も大きな増減は見られません。その中でも、女性は、工学分野、保健分野が緩やかに増加しており、家政分野は緩やかに減少しています。男性は、芸術分野が緩やかに増加し、社会科学分野、工学分野が緩やかに減少しています。

図表113 大学における男女別専攻分野別に見た学生数の推移（全国）



資料出典：文部科学省「学校基本調査（高等教育機関）」（各年3月）を基に算出

図表114 高等学校の主な学科別生徒数の推移（千葉県）



※全日制と定時制の合計（通信制を除く）

資料出典：千葉県「千葉県教育便覧」（各年5月1日現在）

X 国際

1 政策・方針決定過程への女性の参画

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を測る指数G G I（ジェンダーギャップ指数\*）では、2022年日本は146か国中116位であり、特に経済及び政治の分野において、遅れが目立っています。

図表115 ジェンダーギャップ指数(国際比較)

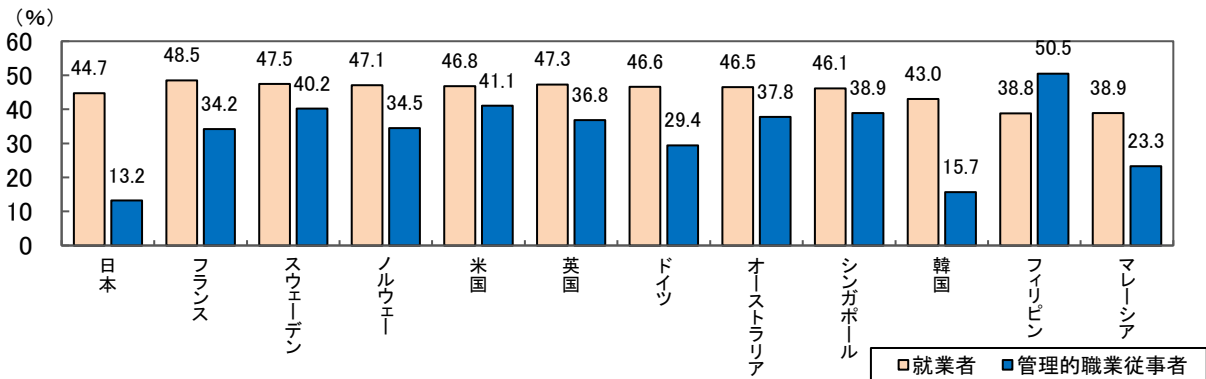
| 2022年の順位 | 国名       | 総合スコア | 経済    | 教育    | 健康    | 政治    | 2021年の順位 |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 1        | アイスランド   | 0.908 | 0.803 | 0.993 | 0.964 | 0.874 | 1        |
| 2        | フィンランド   | 0.860 | 0.789 | 1.000 | 0.970 | 0.682 | 2        |
| 3        | ノルウェー    | 0.845 | 0.765 | 0.989 | 0.964 | 0.662 | 3        |
| 4        | ニュージーランド | 0.841 | 0.738 | 1.000 | 0.966 | 0.660 | 4        |
| 5        | スウェーデン   | 0.822 | 0.812 | 1.000 | 0.963 | 0.515 | 5        |
| 6        | ルワンダ     | 0.811 | 0.747 | 0.960 | 0.974 | 0.563 | 7        |
| 7        | ニカラグア    | 0.810 | 0.637 | 1.000 | 0.978 | 0.626 | 12       |
| 8        | ナミビア     | 0.807 | 0.785 | 0.999 | 0.980 | 0.463 | 6        |
| 9        | アイルランド   | 0.804 | 0.746 | 1.000 | 0.964 | 0.507 | 9        |
| 10       | ドイツ      | 0.801 | 0.695 | 0.988 | 0.972 | 0.550 | 11       |
| 15       | フランス     | 0.791 | 0.737 | 1.000 | 0.970 | 0.457 | 16       |
| 22       | 英国       | 0.780 | 0.733 | 0.999 | 0.965 | 0.423 | 23       |
| 25       | カナダ      | 0.772 | 0.736 | 1.000 | 0.968 | 0.386 | 24       |
| 27       | 米国       | 0.769 | 0.778 | 0.996 | 0.970 | 0.332 | 30       |
| 63       | イタリア     | 0.720 | 0.603 | 0.995 | 0.965 | 0.319 | 63       |
| 99       | 韓国       | 0.689 | 0.592 | 0.976 | 0.976 | 0.212 | 102      |
| 102      | 中国       | 0.682 | 0.741 | 0.936 | 0.940 | 0.113 | 107      |
| 116      | 日本       | 0.650 | 0.564 | 1.000 | 0.973 | 0.061 | 120      |

\* 経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

資料出典：世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2022」

就業の分野では、就業者の女性割合は他国と比べほぼ同じ水準ですが、管理的職業従事者の女性割合は、他国が約2～5割であるのに対し、日本は約1割程度に留まっています。

図表116 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(令和3(2021)年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。  
2. 日本は令和3(2021)年、米国、韓国は令和2(2020)年、オーストラリアは平成30(2018)年の、その他の国は令和元(2019)年の値。  
3. 総務省「労働力調査」の「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

資料出典：内閣府「男女共同参画白書」(令和4年6月)

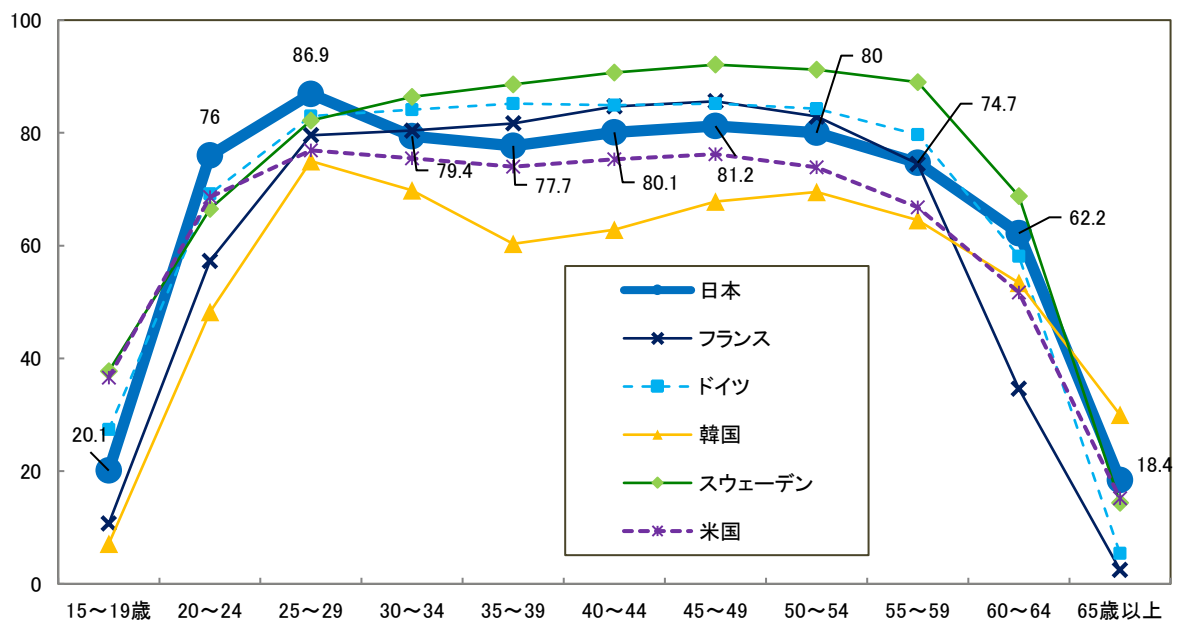
## 2 就業の分野における男女共同参画

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

また、国際比較でみると、欧米諸国のM字カーブは解消している一方、韓国は日本より下方に深いM字カーブを持っています。

図表117 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)

(%)



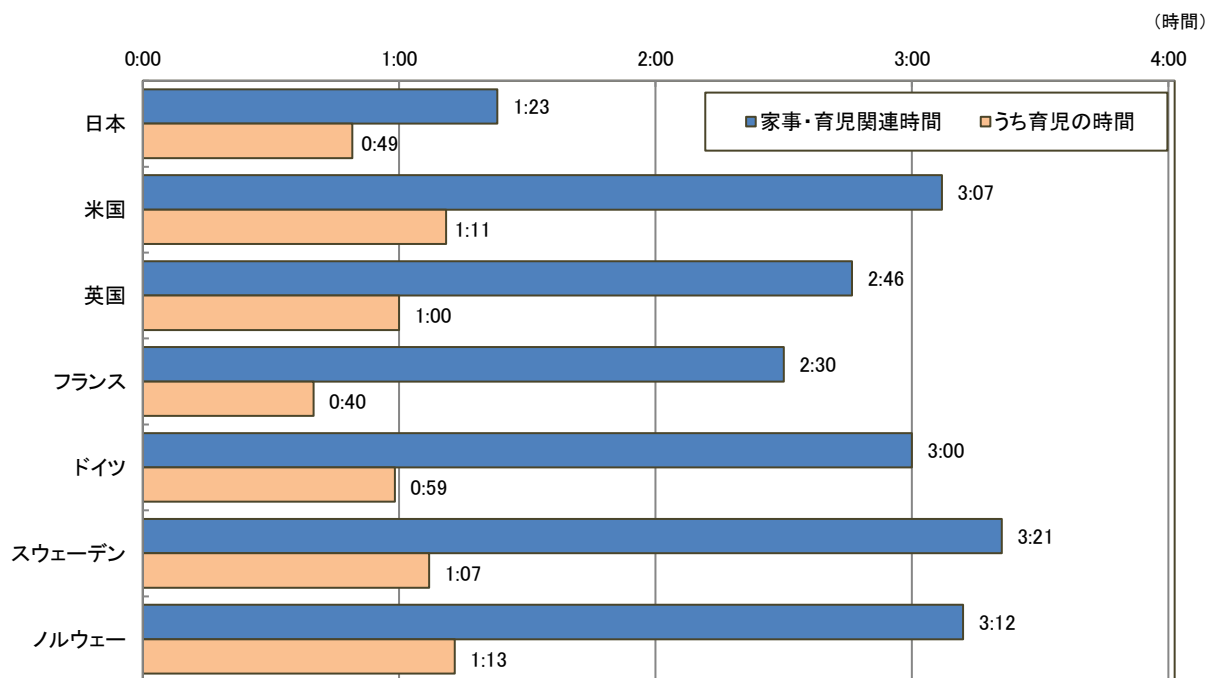
- (備考) 1. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（令和3(2021)年）、その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。  
韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは令和2（2020）年の値。  
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。  
3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

資料出典：内閣府「男女共同参画白書」（令和4年6月）

### 3 家庭における男女共同参画

6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たりの家事・育児関連時間は、日本は1時間23分となっています。これを国際比較で見ると、日本以外の国では2時間30分を超えていますので、日本はかなり低い水準であることが分かります。

図表118 6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たり家事・育児時間の国際比較



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) より作成。

2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。

資料出典：内閣府「男女共同参画白書」(令和2年6月)

